

Title	マルチメディア放送のコンテンツ規制における課題とその解決方法の提案
Sub Title	Problems on Multimedia broadcast about contents regulation and proposal for its solution
Author	高橋, 竜之介(Takahashi, Ryunosuke) 中村, 伊知哉(Nakamura, Ichiya)
Publisher	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科
Publication year	2011
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	<p>2011年7月24日の地上デジタルテレビ放送への完全移行(被災3県を除く)に伴い、2012年以降、地上アナログテレビ放送に使用していた周波数帯域を利用する様々な新しい放送サービス(マルチメディア放送)のサービス開始が予定されている。これまでの放送サービスは、端末への蓄積を想定しない映像サービスが中心であった。マルチメディア放送では、新聞・雑誌、音楽、ゲームなど多様な情報・コンテンツを時間に縛られず楽しむことができる蓄積型サービスも予定されている。</p> <p>2010年に改正された放送法において、インフラ層、プラットフォーム層において放送と通信の融合は進展した。しかし、コンテンツ層において、本稿執筆時点では、通信と放送の間には違いが存在する。その違いとは、放送におけるコンテンツ規制である。規制が存在するため、マルチメディア放送の蓄積型放送で、新聞・雑誌を始めとする情報コンテンツの配信サービスを提供できない可能性がある。</p> <p>本論文では、AMIOフォーラムや、IPDCフォーラムの活動を通じて放送法のコンテンツ規制の課題を解決し、マルチメディア放送において、新聞・雑誌などの情報コンテンツを蓄積型放送で配信するための解決手法を検討した。</p> <p>検討を進めた結果、第三者機関が明確な基準を策定・判断し、運用するモデルが適しているということが判明した。このモデルを解決手法として提案する。</p> <p>関係者によるヒアリングを行った結果、本提案の第三者機関による解決手法は、実現可能性、実効性があるという結論に至った。</p>
Notes	修士学位論文. 2011年度メディアデザイン学 第172号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40001001-00002011-0172

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2011 年度 修士論文

マルチメディア放送のコンテンツ規制における課題と
その解決方法の提案



KEIO MEDIA DESIGN

慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科

高橋 竜之介

本論文は慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科に
修士(メディアデザイン学)授与の要件として提出した修士論文である。

高橋 竜之介

指導教員：

中村 伊知哉 教授 (主指導教員)

岸 博幸 教授 (副指導教員)

審査委員：

中村 伊知哉 教授 (主査)

岸 博幸 教授 (副査)

徳久 悟 講師 (副査)

マルチメディア放送のコンテンツ規制における課題と その解決方法の提案

内容梗概

2011年7月24日の地上デジタルテレビ放送への完全移行(被災3県を除く)に伴い、2012年以降、地上アナログテレビ放送に使用していた周波数帯域を利用する様々な新しい放送サービス(マルチメディア放送)のサービス開始が予定されている。これまでの放送サービスは、端末への蓄積を想定しない映像サービスが中心であった。マルチメディア放送では、新聞・雑誌、音楽、ゲームなど多様な情報・コンテンツを時間に縛られず楽しむことができる蓄積型サービスも予定されている。

2010年に改正された放送法において、インフラ層、プラットフォーム層において放送と通信の融合は進展した。しかし、コンテンツ層において、本稿執筆時点では、通信と放送の間には違いが存在する。その違いとは、放送におけるコンテンツ規制である。規制が存在するため、マルチメディア放送の蓄積型放送で、新聞・雑誌を始めとする情報コンテンツの配信サービスを提供できない可能性がある。

本論文では、AMIOフォーラムや、IPDCフォーラムの活動を通じて放送法のコンテンツ規制の課題を解決し、マルチメディア放送において、新聞・雑誌などの情報コンテンツを蓄積型放送で配信するための解決手法を検討した。

検討を進めた結果、第三者機関が明確な基準を策定・判断し、運用するモデルが適しているということが判明した。このモデルを解決手法として提案する。

関係者によるヒアリングを行った結果、本提案の第三者機関による解決手法は、実現可能性、実効性があるという結論に至った。

キーワード

マルチメディア放送, 蓄積型放送, ソフトロー, 放送法, メディア規制

慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科
高橋 竜之介

Problems on Multimedia broadcast about contents regulation and proposal for its solution

Abstract

Various new broadcasting services (multimedia broadcast) will launch after 2012 on the frequency used analog broadcasting with the transition to digital terrestrial broadcasting has been completed in 44 prefectures on July 24th, 2011. Traditional broadcasting services placed importance on streaming video service, not storing contents in devices. Multimedia broadcasting will provide storing contents service. Contents are papers, magazines, music, games and so on, they can be used free from time and place.

By broadcast act revised in 2010, the convergence between communication and broadcast advanced on infrastructure layer and platform layer. But on contents layer, there is the difference between communication and broadcast. The difference is a content regulation. Existence of regulation may interrupt offering service storing contents like newspapers and magazines by broadcasting distribution.

We discussed some solutions solving the problem through activity of AMIO forum and IPDC forum.

As a result, we propose the model that third-party organization formulates discipline and operate with soft-law method.

Hearing the views of relevant people, proposal model of third-party organization find effective on feasibility and workability.

Keywords:

Multimedia broadcast, storing broadcast, soft-law, broadcast-act, media regulation

Graduate school of Media Design, Keio University

Ryunosuke Takahashi

目 次

第1章 序論	1
1.1. 背景	1
1.2. 研究目的	1
1.3. 本論文の構成	2
第2章 マルチメディア放送の課題	3
2.1. マルチメディア放送とは	3
2.1.1. V-High マルチメディア放送	4
2.1.2. V-Low マルチメディア放送	5
2.1.3. マルチメディア放送において新たに実現するサービス	6
2.2. 放送と通信の融合	7
2.2.1. 放送と通信の違い	8
2.2.2. 2010年放送法等改正による制度上の放送と通信の融合	10
2.2.3. 放送法におけるコンテンツ規制	12
2.3. マルチメディア放送のコンテンツ規制における課題	15
第3章 課題解決のための仮説のブラッシュアップ	16
3.1. AMIO フォーラム、IPDC フォーラムについて	16
3.2. 初期仮説の構築と検証	21
3.2.1. コンテンツ規制の撤廃	21
3.2.2. 例外基準の設定	23
3.2.3. 制度上の抜け穴の模索	24
3.2.4. 制度変更の要望	25
3.2.5. 第三者機関の設立	26
第4章 第三者機関による解決方法	32
4.1. 本提案における第三者機関案	32
4.1.1. 位置付け	32
4.1.2. 構成	33
4.1.3. 運営	34

4.1.4.	設立フロー	35
第5章	評価・考察	36
5.1.	事業者による評価	36
5.1.1.	マルチメディア放送事業者による評価	36
5.1.2.	新聞コンテンツ製作者による評価	37
5.1.3.	既存放送事業者による評価	38
5.1.4.	政策関係者による評価	38
5.2.	考察	39
5.2.1.	実現可能性	39
5.2.2.	実効力・インセンティブ	40
5.2.3.	社会に及ぼす影響	41
5.3.	本提案の MEO について	41
第6章	まとめ	43
6.1.	コンテンツ規制のあるべき姿	43
6.2.	マルチメディア放送の今後と放送と通信の融合	43
付録A	V-Low マルチメディア放送への参入希望調査提出者一覧	49
付録B	AMIO フォーラム会員一覧	54
付録C	IPDC フォーラム会員一覧	55
付録D	V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案に対する意見に対する考え方	57

目 次

図 2.1. ハード・ソフト分離方式概念図	4
図 2.2. 蓄積型放送サービスイメージ	6
図 2.3. V-Low マルチメディア放送利用イメージ	7
図 2.4. 放送と通信の配信コスト比較	9
図 2.5. 放送法等の一部を改正する法律の概要	10
図 2.6. 通信・放送制度におけるレイヤー構造	12
図 3.1. AMIO フォーラムサービスイメージ	17
図 3.2. IPDC フォーラムサービスイメージ	20
図 3.3. 情報通信ネットワークにおけるコンテンツの分類案	22
図 4.1. MEO とコンテンツ製作者・マルチメディア放送事業者の関係	33
図 4.2. MEO 組織構成	34

表 目 次

表 2.1. 世界各国のマルチメディア放送	3
表 2.2. 株式会社マルチメディア放送(現 株式会社 mmbi)の株主	5
表 2.3. 放送と通信の定義の違い	8
表 2.4. 通信と放送の長所	8
表 2.5. コンテンツ規制の根拠と疑問点	14
表 3.1. 第 2 期 AMIO フォーラム活動概要	18
表 3.2. 第 3 期 IPDC フォーラム コミュニティスペース(KMD 主催)	21
表 3.3. ソフトローの分類	27
表 3.4. EMA と本提案との比較	29

第1章

序 論

1.1. 背景

マルチメディア放送は、2012年より順次サービスが開始される新しい放送サービスのことである。従来の放送サービスのように映像を配信するだけでなく、新聞・雑誌、ゲーム、音楽などのマルチメディアコンテンツの配信を蓄積型放送によって行うことができる。一斉同報性、大量配信を行ってもコストが抑えられる点、プッシュ型といった放送型の強みを活かし、これまでになかったサービスの提供が期待されている。

2010年の放送法等の改正、2011年の地上デジタル放送移行と、制度面、インフラ面において放送を取り巻く環境は、大きく変化している。

一方、通信領域では、スマートフォンが急速に浸透しつつあり、無線通信帯域の逼迫や、それに伴う、無線通信帯域確保のためのLTEやWiMAXといった4G通信方式¹へのスムーズな移行が課題となっている。

そして、2011年3月11日に起こった東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により発生した災害は、甚大な人的・物的な被害をもたらすと共に、我々が普段当たり前に使っている、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネットといった情報配信インフラに対する考え方を改めさせた。特に、震災直後から数日単位でつながりにくかった携帯電話は、身近なコミュニケーションツールの重要性を改めて確認することとなった。また、近年存在感の低下しつつあったラジオは、ラジオ受信機が入手困難な状況になるなど、非常時に有効な情報メディアとして見直されるなどしている。

このような状況において、マルチメディア放送の果たす役割は、効率の良い電波利用、映像以外の情報配信といった面において、重要な役割を果たすと考えている。しかし、現行の放送法では、コンテンツ規制が規定されており、新聞・雑誌のような情報をマルチメディア放送で配信することを容易に判断できない状況にある。

1.2. 研究目的

本研究の目的は、マルチメディア放送の蓄積型放送における放送法のコンテンツ規制の課題について、明らかにし、解決案を提案することである。そのために、放送波での

¹ LTEやWiMAXは、従来3.9G通信方式と呼ばれていたが、2010年12月より4G通信方式に含まれることとなった。

コンテンツ配信を目指す AMIO フォーラム、放送での IP パケットでの情報配信を目指す IPDC フォーラムの活動を通じて、さまざまな視点から解決法を検討した。その結果、適当であると考えられる第三者機関による解決策を提案し、さらに検証するものである。

1.3. 本論文の構成

本稿の 2 章では、本研究の対象となっているマルチメディア放送とは、どのようなものかについて述べる。そして、放送と通信の制度上の定義、それぞれの長所と短所について整理し、放送を使う意義をまとめた上で、放送法におけるコンテンツ規制の課題について問題提起を行う。

第 3 章では、本研究の活動母体となった AMIO フォーラム、IPDC フォーラムについて、紹介し、提案となる第三者機関による解決策に至るまでの、仮説のブラッシュアップ過程について記す。

第 4 章では、第三者機関による解決方法について、参考とした一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構、放送倫理・番組向上機構について記したうえで、位置づけ、構成などを述べ具体的な第三者機関を提案する。

第 5 章では、第 4 章で述べた第三者機関について、事業者による評価をいただいた。それをもとに、実現可能性、実効力について考察する。また、社会に及ぼす影響についても検討する。

第 6 章では、まとめとして、本研究で取り上げた課題以外のマルチメディア放送の課題や、マルチメディア放送への期待、放送と通信の真の融合に向けた提言などを行う。

第2章

マルチメディア放送の課題

本稿では、マルチメディア放送におけるコンテンツ規制の課題とその解決方法について取り上げる。本章では、まずマルチメディア放送とは何かを整理し、情報配信サービスを行う上での放送と通信との違いを整理する。そして、マルチメディア放送における課題がどのように生じたものなのかを見ていく。

2.1. マルチメディア放送とは

マルチメディア放送は、世界各国で様々な規格のサービスが提供および検討されている。概要的には、音声・映像（簡易動画）・データなどのコンテンツのストリーミング配信・ダウンロード配信を行い、それらを組み合わせて実現する新しい放送の形態とすることができる。以下に、代表的なマルチメディア放送の一覧を示す。

表 2.1. 世界各国のマルチメディア放送

(総務省「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」[1]を修正²⁾)

	米国		イギリス	フランス	ドイツ		イタリア	韓国
マルチメディア放送の提供状況	撤退		撤退	準備中	○		○	○
開始時期	07.9~	08.5~	06.9~08.1	—	06.5~08.4	08.6試験放送開始	06.06~	05.12~
サービス名称	V CAST Mobile TV	AT&T Mobile TV	BT Movio	—	watcha	—	Walk TV、TIM TV、Vodafone SKY TV	SBS-U等
サービス提供地域	全国 (主要都市)	全国 (主要都市)	全国放送	全国放送	全国放送	全国 (主要都市)	全国放送	地域放送
提供事業者	サービス提供事業者 Verizon Wireless (携帯電話事業者)	AT&T (携帯電話事業者)	Virgin Mobile (携帯電話事業者)	—	Debitel (携帯電話事業者)	—	3Italia、TIM、Vodafone、 (携帯電話事業者) Mediaset(放送局)	KBS、MBC、SBS(地上テレビ局) YTN DMB、Korea DMB、U1Media(新規参入者)
	卸売事業者 MediaFLO USA	—	Movio (BT子会社)	—	MFD	Mobile3.0 (MFDとNevalMediaの合弁会社)	Mediaset(地上テレビ局の親会社)	—
技術方式	Media FLO		DAB-IP	DVB-H	T-DMB	DVB-H	DVB-H	T-DMB
チャンネル数	映像8ch ・既存TV中心 ・DR映像もあり	映像10ch ・既存TV中心	映像5ch ・既存TV中心	映像16ch (予定)	映像4ch ・既存TV中心	映像9ch ラジオ3ch(予定)	映像12ch(3Italiaの例) ・既存TV中心	映像1ch、音声1ch、 データ1ch(KBSの例) ・既存TV中心
料金体系	有料	有料	有料 (携帯電話の高額料用者は無料)	未定	有料	—	有料	無料(広告放送)
普及状況	不明	不明	不明	—	契約数1万件前後	—	・[3Italia]契約者数:77万人(07年10月)、人口カバー率:85%(07年8月)	・対応端末は742万台普及
備考	・オークションにより得た周波数で提供。		・デジタルラジオのPFIにより提供。	—	—	・08年内に本放送開始予定。	—	—

特に、フランスでは「移動中に電波を受信するテレビサービス」、韓国では「移動中に電波を受信する多チャンネル放送で、テレビ、ラジオ又はデータを複合的に送信する

²⁾ 米国における MediaFLO のサービス終了を反映した。

サービス」といった形で、国家がマルチメディア放送を定義しているケースも存在する。
[2]

国内においては、携帯端末向けマルチメディア放送という形で、2012 年以降に提供予定の V-High マルチメディア放送および、実証実験が進められる予定の V-Low マルチメディア放送がある。本稿では、基本的にマルチメディア放送は、国内における V-High マルチメディア放送および、V-Low マルチメディア放送を指すこととする。

2.1.1. V-High マルチメディア放送

V-High マルチメディア放送は、2011 年の地上デジタル放送移行に伴い空いた VHF 帯の周波数のうち、207.5～222MHz の 14.5MHz 幅の帯域を用いて提供されるマルチメディア放送サービスである。地上デジタル放送移行に伴い空いた周波数帯のうち周波数の高い部分を使用するため、V-High という名称が使われる。主に携帯端末(携帯電話)で受信することを想定されている。また、事業モデルとして、放送設備等を担当する受託事業者と番組編成等を担当する委託事業者が分担して放送事業を行う、ハード・ソフト分離方式が取り入れられている。

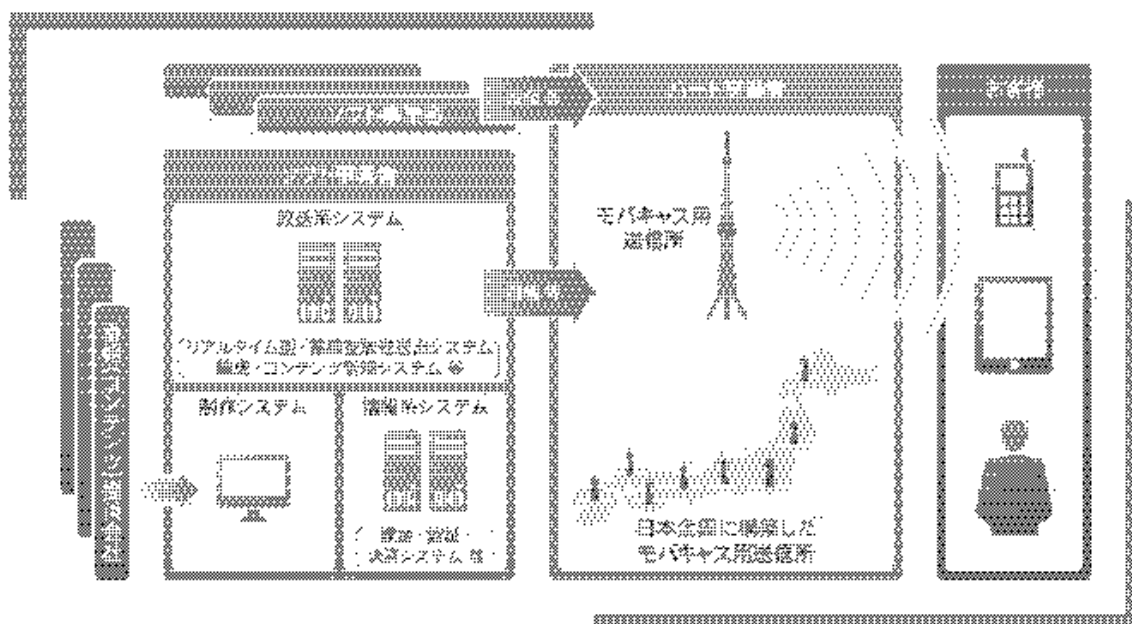


図 2.1. ハード・ソフト分離方式概念図

(株式会社ジャパン・モバイルキャストینگ ホームページより [3])

事業者として、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモや株式会社フジテレビジョンが資本参加する株式会社マルチメディア放送と KDDI 株式会社、クアルコムジャパン株式会社が資本参加するメディアフロージャパン企画株式会社が名乗りを上げたが、2010年9月にマルチメディア放送が事業者として選定された。その後、会社分割により、受託事業者を株式会社ジャパン・モバイルキャストイング、委託放送事業者を株式会社 mmbi とする形で 2012 年のサービス開始に向けて着々と準備が進められている。

表 2.2. 株式会社マルチメディア放送(現 株式会社 mmbi)の株主

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
株式会社フジ・メディア・ホールディングス
スカパーJ S A T株式会社
日本テレビ放送網株式会社
株式会社東京放送ホールディングス
株式会社電通
富士通株式会社
日本電気株式会社
パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社
シャープ株式会社
株式会社 東芝
株式会社博報堂
株式会社テレビ朝日
電気興業株式会社
株式会社テレビ東京ホールディングス
株式会社博報堂 D Yメディアパートナーズ
伊藤忠商事株式会社
株式会社フジテレビジョン
Philippine Long Distance Telephone Company
住友商事株式会社
株式会社ニッポン放送

(2011年12月6日時点)

2.1.2. V-Low マルチメディア放送

V-Low マルチメディア放送は、V-High マルチメディア放送と同様に 2011 年の地上デジタル放送移行に伴い空いた VHF 帯の周波数を用いて提供される予定のサービスである。使用する周波数として 90~108MHz の 18MHz 幅が割り当てられており、地上デジタル放送移行に伴い空いた周波数帯のうち周波数の低い部分を使用するため、V-Low マルチメディア放送という名称になっている。受信端末としては、携帯電話も想定されているが、車載端末や、家庭用の据え置き型の端末も想定されており、V-High マルチメディア放送よりも、ラジオ的な側面が色濃く設計されている。放送エリアに関して、V-High モバイルマルチメディア放送が全国同一内容での放送に対し、V-Low マルチメディア放送は、ブロック単位での免許が検討されている。

V-Low マルチメディア放送においても、V-High マルチメディア放送と同様に放送設

備等を担当する受託事業者と番組編成等を担当する委託事業者が分担して放送事業を行う、ハード・ソフト分離方式が取り入れられる見込みである。しかし、初期インフラ投資が重い等の理由から受託放送事業者としての参入希望者が4者と少なく、現時点では、具体的な事業者選定スケジュール等は確定していない。その一方で、委託放送事業者としての参入希望は、132者に上っており、サービスに対する期待も伺うことができる。(付録A)

総務省は、2013年3月頃をめどに成果の取りまとめを行うV-Lowマルチメディア放送の実証実験を進めており[4]、具体的な事業者確定や、サービスの提供開始は、それ以降になる可能性が高いとみられる。

2.1.3. マルチメディア放送において新たに実現するサービス

マルチメディア放送では、現行のテレビ・ラジオのようなストリーミング型のサービスであるリアルタイム放送だけでなく、新たな蓄積型放送という放送サービスとを組み合わせたものが提供される予定になっている。

この蓄積型放送は、これまでの放送サービスとは異なり、受信端末に映像データファイルなどのデータを文字通り蓄積し、視聴者は視聴する時間を拘束されずに受信したコンテンツを楽しむことができる放送サービスである。蓄積型放送で提供されることが予定されているコンテンツとして、新聞・雑誌、マンガ、ゲーム、音楽、映画などの動画といった形で、多種多様なコンテンツがV-Highマルチメディア放送の委託放送事業者であるmmbiから示されている。

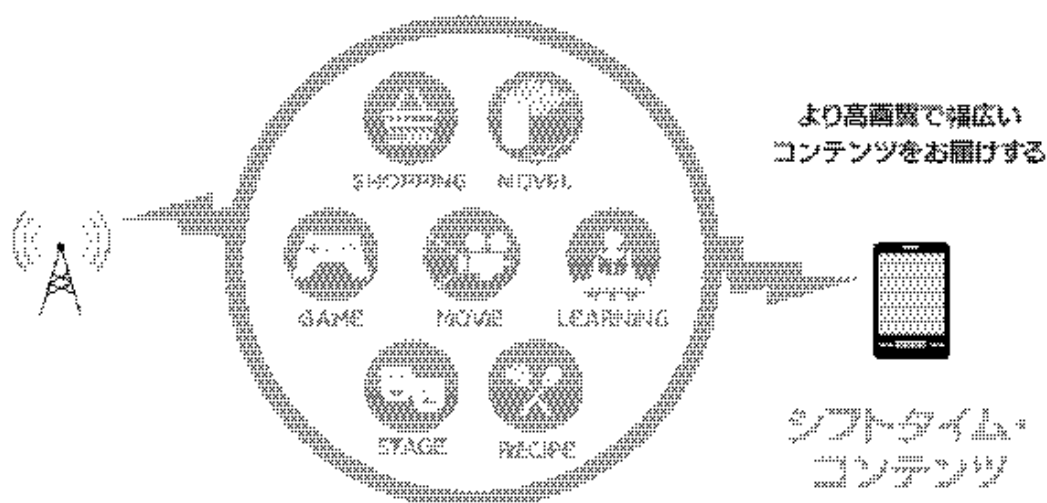


図 2.2. 蓄積型放送サービスイメージ
(株式会社 mmbi ホームページより[5])

このように V-high マルチメディア放送では、エンターテインメント色が強い。一方、V-Low マルチメディア放送では、ラジオ的な音声サービス、交通情報サービス、教育、地域情報、安全安心情報といった多様な情報が検討されており、地域に根差した公共メディア的な役割を期待されている。(図 2.3.)

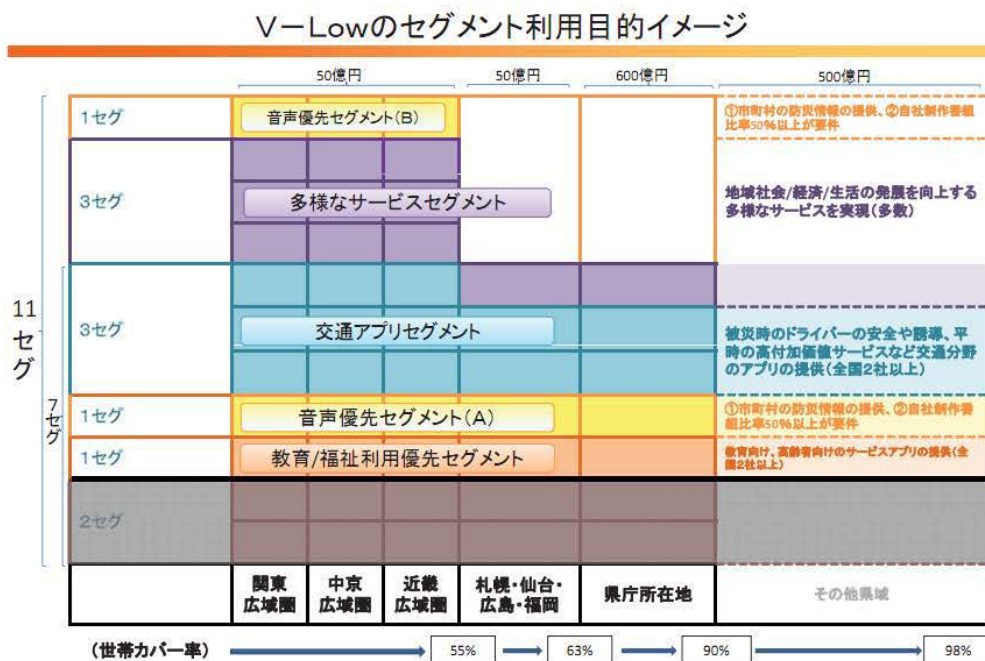


図 2.3. V-Low マルチメディア放送利用イメージ

(総務省「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」資料より[6])

このようにマルチメディア放送が実現することにより、ストリーミング型の映像サービスだけでなく、蓄積型放送と組み合わせてサービス提供されることにより映像を含む多様なコンテンツを放送によってユーザーは利用できるようになる。

2.2. 放送と通信の融合

単純な各種デジタルコンテンツの配信であれば、通信を用いて、携帯電話や PC を利用端末として想定しサービス提供を行う方法も考えられる。しかし、放送には、通信にはない方式上のメリットがあるため、マルチメディア放送のサービス提供準備が進められている。

しかし、定義上は放送ではあるものの、マルチメディア放送は、「通信と放送のそれぞれの特徴を合わせもつサービス」(mmbi)と言われており、放送と通信とが融合したサ

ービスとも言うことができる。

放送と通信との違いと、それぞれの長所・短所を整理し、さらに 2010 年に行われた放送法等改正の結果による放送と通信の融合の進展状況について整理する。

2.2.1. 放送と通信の違い

元来、放送と通信には、表 2.3. に示すような形で法律上の定義が行われており、明確な違いが存在している。

表 2.3. 放送と通信の定義の違い

	法律上の定義
放送	公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信(放送法第 2 条第 1 号)
通信 (電気通信)	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること(電気通信事業法第 2 条第 1 号)

とは言うものの、近年のインターネットの登場を始めとする情報通信技術の発展に伴い、従来、放送でしか実現しえなかった映像の配信などが可能になり、実用上の言葉から連想される放送と通信との差異が小さくなってきているのは事実である。

しかし、事業者がユーザーに対して、コンテンツを配信する際の放送と通信の両者を比較した場合、それぞれに長所と短所が存在する(表 2.4.)。

表 2.4. 通信と放送の長所

放送	通信
一斉同報が可能	リクエストに応じた配信が可能
配信コストが一定	配信数に応じたコスト
プッシュ型メディア(受動的)	プル型メディア(能動的)

放送の優れている点は、一斉同報が可能である点、配信コストが利用者の人数に依らず一定で済む点、プッシュ型の配信の 3 点である。この 3 つの特徴は、身近な例であるテレビやラジオを想像すると理解しやすい。一つの送信局から広い範囲に電波を送信しているため、一斉同報、一定コスト、プッシュ型の特徴が実現される。

通信では、この 3 つの放送の長所を実現することは難しい。1 点目の一斉同報に関しては、通信の場合、双方向での情報のやり取りであるため、利用者がごく少ない場合に

限れば、一斉同報が可能だが、利用者が多くなり、設備の限界に近い利用者数になると、輻輳を起し、一部の利用者がデータの配信を受けられない事態が発生してしまう。また、インターネットを利用した通信の場合は、利用者ごとに情報配信の経路が異なるため、厳密な意味での一斉配信はユーザー数が多くなればなるほど難しい。2点目の配信コストに関しては、利用者の増加に応じて、設備を強化することが必要となる。設備の処理能力を上回る利用者数となった場合に、輻輳が発生してしまい、サービス提供が停止してしまう。3点目のプッシュ型に関しては、通信の定義上、必ずプル型になってしまい、コンテンツに対して能動的な態度が求められる。

マルチメディア放送は、コンテンツを多数のユーザーに配信することを想定しており、初期投資が大きくなるデメリットがあるものの、ユーザー数が一定数よりも多くなった場合、通信よりも低廉に配信することが可能である。

V-LOW帯放送と通信のコスト比較②



新聞配信部数が9万部を超える時に、放送コストを通信コストが上回る。
9万部以上のユーザー契約がある場合は、放送（IPDC）を用いた方がコストメリットが高いと言える。

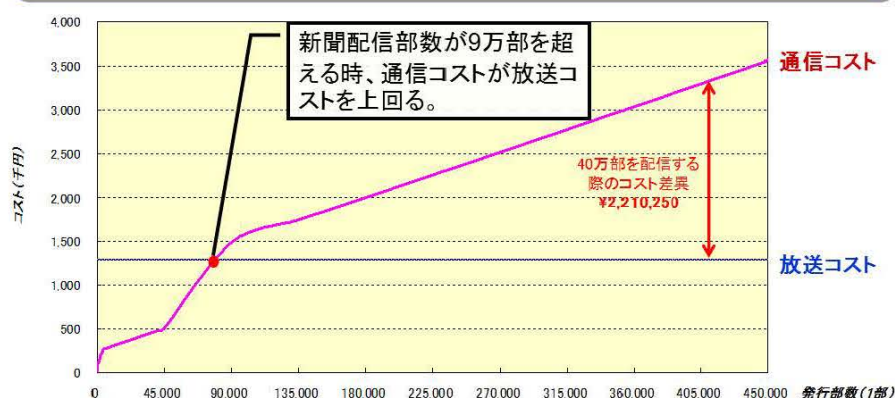


図 2.4. 放送と通信の配信コスト比較(CSK 資料)

後述する AMIO フォーラムの活動において、放送と通信の配信コスト比較の検証結果が株式会社 CSK³によって示されたため、紹介する。図 2.4.は、放送と通信とで、デジタル化された新聞データを配信した場合のコスト比較を行った資料である。新聞のデータ量は、5MB と仮定している。放送は、V-Low マルチメディア放送を想定された費用で算出されており、通信は KDDI のパワードイーサネットを使用する前提でのデータとなっている。これによれば、放送のコストと通信のコストが拮抗する点が 9 万部となっている。通信に関しては、今後も高速化・低廉化することが予想されるが、当面、数

³ 当時。2011 年 10 月 1 日より株式会社 SCSK

十万～百万部のオーダーのオーダーの配信に関しては、放送にコスト的な優位性があると考えて妥当であると思われる。

2.2.2. 2010年放送法等改正による制度上の放送と通信の融合

2010年11月に成立した放送法等の改正は、マルチメディア放送の法律上の位置付けを確認し、課題を整理するうえで重要なものである。

まず、放送法等改正の趣旨は、「通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行う」[7]とされている。

具体的な改正点は、「放送法」「電気通信役務利用放送法」「有線テレビジョン放送法」「有線ラジオ放送法」の放送関連の4法が「放送法」に統合され、「電気通信事業法」「有線放送電話法」の2法が「電気通信事業法」に統合される形で法体系が整理された。

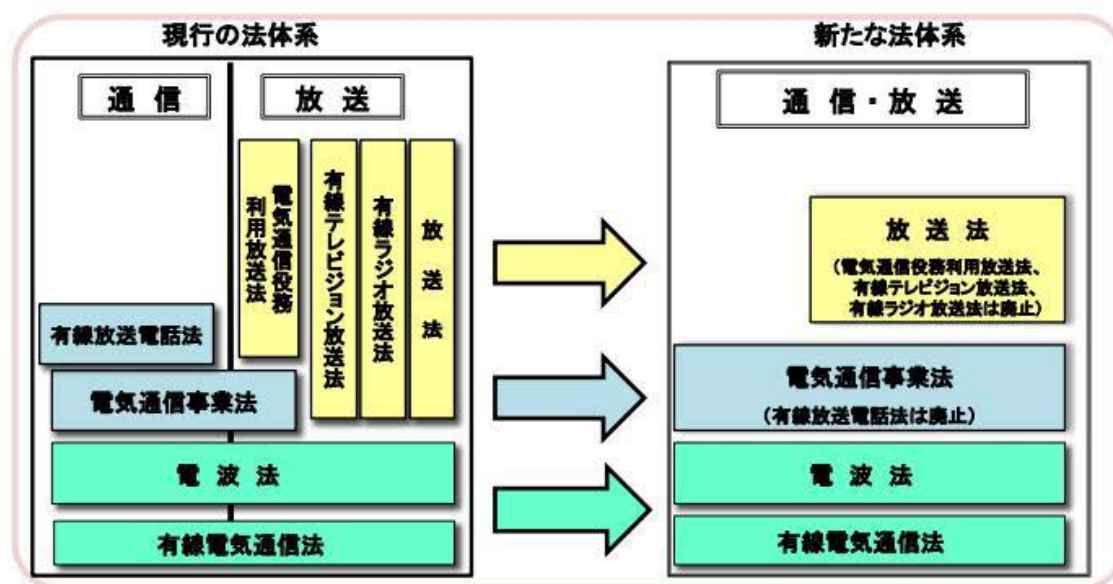


図 2.5. 放送法等の一部を改正する法律の概要

(総務省「放送法等の一部を改正する法律」概要より[8])

内容に関しては、

(1) 放送法関係

- ①放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ②マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③放送における安全・信頼性の確保
- ④放送番組の種別の公表
- ⑤有料放送における提供条件の説明等
- ⑥再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法関係

- ①通信・放送両用無線局の制度の整備
- ②免許不要局の拡大
- ③携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法関係

- ①紛争処理機能の拡充
- ②二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

といった形であげられている。

特徴的な点としては、放送が基幹放送と一般放送に区分された。通信放送両用免許が整備された、と言った点を挙げる事ができる。

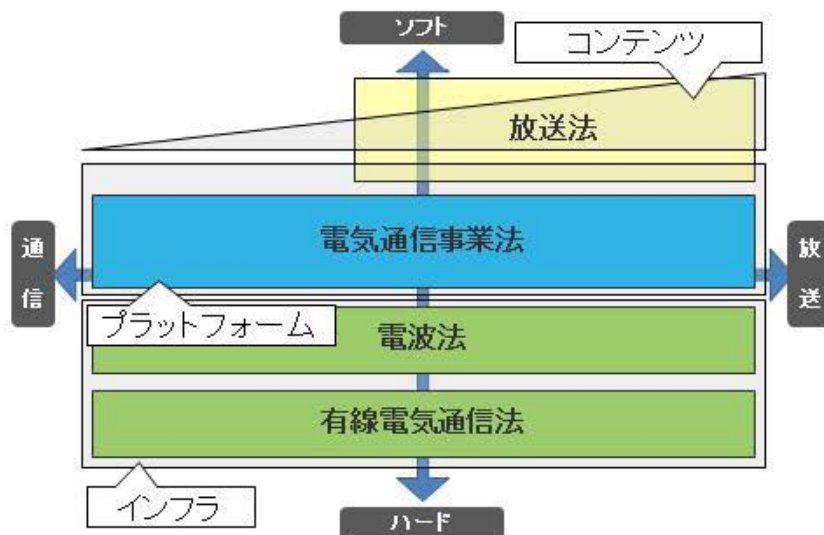


図 2.6. 通信・放送制度におけるレイヤー構造
(中村伊知哉「通信と放送の融合」のこれから」[9]より修正⁴)

このことにより、法体系の図 2. 5 を見ても明らかだが、インフラ、プラットフォーム、コンテンツの 3 レイヤーのうち、インフラ、プラットフォームの 2 つのレイヤーにおいて、放送と通信の融合は完了したと言える。

2.2.3. 放送法におけるコンテンツ規制

2010 年の放送法等の改正は先述の通り、インフラレイヤー、プラットフォームレイヤーでの放送と通信の融合を実現することができた。しかし、コンテンツレイヤーでは、放送と通信の融合は未だ実現していない。その端的な例として、放送におけるコンテンツ規制があげられる。通信においては、コンテンツ規制は存在しない。

放送法におけるコンテンツ規制は、放送法第四条において定めてあり、下記の内容となっている。

⁴ 2010 年放送法等改正を反映

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

このような内容規制は、他のメディアには見られないものであり、「その合憲性をめぐって憲法研究者の間で激しい議論が展開されている。」[10]

このコンテンツ規制が存在する根拠として表2.5.に挙げるような説がこれまでに主張されてきている。

表 2.5. コンテンツ規制の根拠と疑問点

(2007 西澤、井上[11]より作成)

名称	説明	疑問点
公物説	公物である電波の特許使用関係から、事業者は排他的・独占的な電波使用权を認められる代わりに、他の高度の社会性・公益性から一定の規制が課せられる	公物概念が不明であるとともに、行政介入が可能
有限希少説	電波は有限であり、チャンネル数にも限度があるので、その貴重な電波を有効適切に利用するため、適当な放送事業者が選別され、一定の規律が課せられる	多チャンネル、多メディア化により、有限希少性が弱まりつつある
衝撃説	放送が直接家庭の茶の間に侵入し、大きな影響を与えることから、規制が課せられる	通信による映像配信との差異が認めにくい
番組画一化説	放送において自由競争を放任すると、事業者は視聴率を極大化しようとし、番組編成を大衆受けする通俗的なものに画一化しようとする傾向があるので、情報の多様性確保のため、規制が課せられる	画一的の基準が明確でない。 多チャンネル化と並行する専門番組の増加を否定するものであり問題である
部分規制論	印刷メディアを規制から自由にする一方、放送に規制を加え、規制されるメディアと規制されないメディアとの相互制約によって、思想の自由市場を確保する	価値基準が抽象的で、放送の自由を制限することには不適切である
基本的情報 公平論	社会全体で共有されるにふさわしい基本的情報を伝達する最も優れた特性を持つメディアについては、その情報が社会全体に公平かつ低廉に提供されるように規制が必要である	基本的情報の概念が不明であるとともに、映像であれば通信でも送信することが可能である

いずれの説も一定の説得力を持つ一方、近年の放送の置かれている状況が変わりつつある中で、妥当性について疑問が呈されている。

2.3. マルチメディア放送のコンテンツ規制における課題

マルチメディア放送も放送であるため、マルチメディア放送で配信するコンテンツに関しても、コンテンツ規制の対象となる。つまり、放送で雑誌や新聞を配信する場合において、コンテンツ規制に沿った内容であることが求められる。しかし、これに対して、言論・報道の自由といった観点から、新聞・雑誌製作者は検閲に相当するものではないかと危惧を抱いている。特に新聞協会からは、定期的に意見が出されている。[12]

一方、総務省が2011年1月7日から募集した「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」[13]には、具体的な想定サービスとして、新聞・雑誌の放送波での配信を想定し、コンテンツ規制の問題も認識したうえでの意見募集を行っている。

さらに踏み込めば、コンテンツ規制はこれまでコンテンツ、プラットフォーム、インフラが一体の事業者(地上波放送局など)、コンテンツとプラットフォームが一体の事業者とインフラ事業者の組み合わせ(ハード・ソフト分離モデル、BS放送、CS放送など)しか経験してこなかった。雑誌や、新聞を蓄積型放送で配信するという事は、コンテンツとプラットフォームがさらに分離するモデルであり、コンテンツレイヤーとプラットフォームレイヤーの責任分界点が明らかになっておらず、また、いずれの事業者も責任を負うことを避け、足踏みをしている状況である。

制度だけの問題で見れば、放送法を守る義務は、マルチメディア放送事業者に発生するため、配信するコンテンツをチェックし、放送に適さないコンテンツは流さないという判断を行うことが正しい姿と言える。しかし、これはコンテンツ製作者側からすれば、言論・報道の自由を侵害しかねない行為であり、チェックを受けず、放送で配信されることが望ましい。

本研究では、次章以降、マルチメディア放送の蓄積型放送で、新聞・雑誌のようなコンテンツを、コンテンツ規制に抵触せず、マルチメディア放送事業者、コンテンツ事業者のいずれもが納得できる形で、配信するためには、どのような手法をとれば良いのか、検討を行う。

第3章

課題解決のための仮説のブラッシュアップ

～AMIO フォーラム・IPDC フォーラムの活動を通じて～

本章では、前章で挙げたマルチメディア放送の課題解決のためのアプローチについて記す。

筆者は、放送波での紙メディアコンテンツ配信サービスの実現を目指す AMIO フォーラムと放送波での IP パケットの送信サービスの実現を目指す IPDC フォーラムの事務局および会員団体(慶應義塾大学)として所属し、会員企業とともにミーティングや、インタビューを繰り返す中で、課題解決のための仮説のブラッシュアップを行った。

3.1. AMIO フォーラム、IPDC フォーラムについて

AMIO フォーラムは、新聞や雑誌と言った紙メディアコンテンツを放送波で配信するサービスの実現を目指す団体である。AMIO とは All Media In One の略称で、あらゆるメディアが融合して1つになることを意味している。AMIO サービスを支える技術は、放送波に IP を乗せてデータを一斉配信する IP データキャスト(IPDC)技術である。各種放送サービスでの実現を想定しているが、V-High マルチメディア放送、V-Low マルチメディア放送での実現を特に重視している。つまり、AMIO フォーラムは、マルチメディア放送において、新聞や雑誌などのコンテンツを流すサービスの実現を目指す団体である。

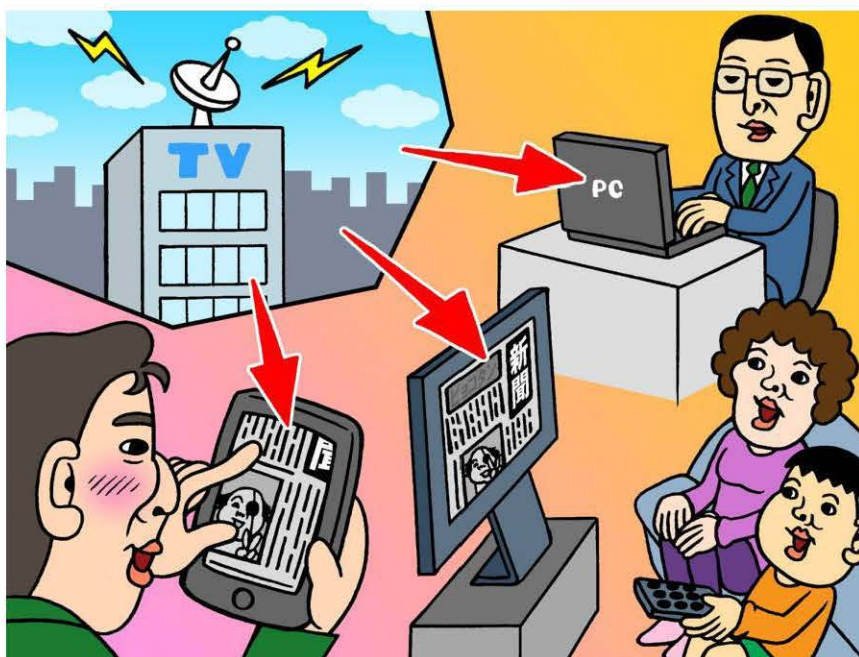


図 3.1. AMIO フォーラムサービスイメージ

AMIO フォーラム事務局は慶應義塾大学メディアデザイン研究科(KMD)が担当し、代表は KMD の中村伊知哉教授が、副代表をユアサハラ法律特許事務所の山田卓弁護士が務めた。

AMIO フォーラムは 2010 年 11 月に発足し、総務省のユビキタス特区事業の一環として、2010 年 3 月に実証実験を実施。新聞や雑誌の紙面を放送波でマルチデバイスに配信し、AMIO フォーラムが目指すサービスが技術的には可能であることが実証された。しかし、ビジネスとしての実用化に向けた課題の整理、解決方法の検討および、技術面においてファイルフォーマット等をブラッシュアップする必要があった。そこで、AMIO のビジネス課題の解決をめざす議論の活発化と、技術面での継続的な検討を行うため、2010 年度に AMIO フォーラム第 2 期の継続運営を決定した。

第 2 期 AMIO は、実際に AMIO サービスをビジネスとして立ち上げるために必要な課題の洗い出しを行い、さらにその解決のための議論を行うビジネスモデル部会とファイルフォーマット等についての検討を行うサービスモデル部会から成る。筆者は KMD として、AMIO フォーラム全体の設計とビジネスモデル部会の運営に携わった。

また、AMIO フォーラムは、mmbi、社団法人日本新聞協会(新聞協会)、社団法人日本雑誌協会(雑誌協会)、一般社団法人電子出版制作・流通協議会(電流協)とリエゾン関係を結んでおり、その関係を活かし、筆者は V-High マルチメディア放送事業者、新聞業界、雑誌業界のマルチメディア放送におけるコンテンツ規制の課題意識のヒアリングを行い、ビジネスモデル部会で取り上げる等の活動を行った。

表 3.1. 第 2 期 AMIO フォーラム活動概要

開催日時	内容
2010 年 8 月 3 日	第 2 期設立準備会
2010 年 9 月 14 日	第 2 期総会 第 1 回勉強会 「iPad 時代における出版社のデジタル戦略」 (コンデナスト・デジタル カントリーマネージャー 田端信太郎様)
2010 年 9 月 21 日	第 1 回ビジネスモデル検証部会
2010 年 10 月 26 日	第 2 回ビジネスモデル検証部会 「「.cast」を活用したビジネスモデルについて」 ((株)ネクストウェブ 石川勝一郎様) 「許諾コード(DRCP)について」 ((株)電通 ビジネス統括局 木下信幸様)
2010 年 11 月 10 日	第 1 回幹事会 第 2 回勉強会 「「雑誌デジタル化」の課題と展望を整理する」 ((社)日本雑誌協会デジタルコンテンツ推進委員会幹事 (株)扶桑社 デジタル・ライツ事業部長 兼 経営企画部 梶原治樹様)
2010 年 11 月 30 日	第 3 回ビジネスモデル検証部会 「VHF-LOW 帯での AMIO サービスに向けて」 「リッチコンテンツ型書籍が求める端末像」 ((株)CSK 福岡ユビキタス特区プロジェクト活用チーム チームリーダー 宮島恒敏様)
2010 年 12 月 9 日	第 1 回サービスモデル検証部会 「「.cast」の概要」 「オーサリングツールを使ったコンテンツ製作の実演」 ((株)ネクストウェブ 石川勝一郎様)
2010 年 12 月 21 日	第 4 回ビジネスモデル検証部会 「マルチメディア放送の事業化に向けて」 (株式会社マルチメディア放送 経営企画部シニアマネジャー 外岡信一郎様)
2011 年 1 月 14 日	ビジネスモデル検証部会 許諾コードワーキンググループ
2011 年 1 月 21 日	第 2 回幹事会 第 3 回勉強会

	<p>「電流協が目指す電子出版のあるべき姿」 (電子出版制作・流通協議会 池田敬二様)</p> <p>「放送法等改正のポイント」 (ユアサハラ法律特許事務所 弁護士 山田卓様)</p>
2011年1月25日	<p>第5回ビジネスモデル検証部会</p> <p>「Shufoo!(シュフー)を核とした店舗誘導メディア展開」 (凸版印刷(株) 情報コミュニケーション事業本部 メディア事業開発部 本部長 山岸祥晃様)</p> <p>「放送によるデータ配信について」 (TBS テレビ(株) メディアビジネス局デジタルセンター メディア開発部 大吉なぎさ様)</p>
2011年2月22日	<p>第6回ビジネスモデル検証部会</p> <p>「総務省放送政策課ヒアリング結果報告」 (慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 新志有裕)</p> <p>「新聞の配信に向けた課題」 (日本新聞協会 通信・放送メディアの将来像と法制度に関する研究会 幹事 川鍋直彦様)</p>
2011年2月25日	<p>電子出版制作・流通協議会 技術委員会セミナー AMIO フォーラム活動紹介</p>
2011年3月11日	<p>福岡ユビキタス特区実証実験 株式会社CSK/株式会社ネクストウェーブ</p>
2011年3月17日	<p>第10回ケータイ国際フォーラム 「AMIO フォーラム」セッション AMIO サービスについて講演</p>
2011年4月4日	<p>総会</p> <p>シンポジウム「電子出版・流通の未来」 パネリスト： (株)電通 雑誌局 マガストア担当 照井真一様 (社)日本雑誌協会デジタルコンテンツ推進委員会幹事 (株)扶桑社 デジタル・ライツ事業部長 兼 経営企画部 梶原治樹様 (株)ビットウェイ 取締役 河田洋次郎様 コーディネーター：中村伊知哉 代表</p>

※団体名・役職は、活動当時のもの

IPDC フォーラムは、放送波に IP を乗せてデータを一斉配信する IP データキャスト (IPDC) の実現を目指す団体であり、2009 年 6 月に発足した。代表は AMIO フォーラムと同様に中村伊知哉教授であり、KMD と一般社団法人融合研究所が共同で事務局を務めている。また、総務省情報流通振興課の安藤英作課長(当時)をオブザーバーに迎えている。



図 3.2. IPDC フォーラムサービスイメージ

AMIO フォーラムは、新聞・雑誌のコンテンツを放送インフラで一斉配信するという具体的なコンセプトを扱うものであるが、IPDC フォーラムはもっと特定の分野によらない IPDC の活用を目指す団体である。

本研究の対象は、2011 年度の活動であり、第 3 期に相当する。なお、AMIO フォーラムと活動内容が似通っていたため、2011 年度からは、AMIO フォーラムの内容を IPDC フォーラムが吸収した。

IPDC フォーラムでは、会員から会員に対してテーマを提示し、議論を行う「コミュニティスペース」という場が設定されており、そのコミュニティスペースを活用して、会員とともにマルチメディア放送における課題について議論を行った。その中で、メディア規制について会員と議論を行うことができた。

表 3.2. 第 3 期 IPDC フォーラム コミュニティスペース(KMD 主催)

開催日時	内容
2011 年 8 月 1 日	「法制度から見る通信・放送融合の可能性と課題」第 1 回 「放送法等の一部を改正する法律について」 (総務省 情報通信国際戦略局 情報通信総合研究官 兼 東京大学公共政策大学院客員教授 岡崎俊一様)
2011 年 9 月 8 日	「法制度から見る通信・放送融合の可能性と課題」第 2 回 「メディア規制の変遷について」 (情報セキュリティ大学院大学学長 林紘一郎様)

3.2. 初期仮説の構築と検証

本研究では、マルチメディア放送の蓄積型放送での雑誌・新聞コンテンツの配信が放送法のコンテンツ規制があるためにビジネスとしてスタートできる状況にないことを課題としてとらえ、この課題を解決することを目的としている。

この現況を生み出している根本的な原因は、コンテンツ規制が定められている点にある。このため、初期仮説を「コンテンツ規制の撤廃」として設定し、AMIO フォーラム、IPDC フォーラムの活動を通じ検証を行いつつ、ブラッシュアップを行っていった。

3.2.1. コンテンツ規制の撤廃

まず、本稿における課題の根本でもあるコンテンツ規制の撤廃について検討した。そもそも、放送に対するコンテンツ規制に関しては、2.2.で挙げたように妥当性に疑問が挙げられつつ未だに存在し続けている。

放送法が 1950 年に制定されて以来、ラジオ放送に始まり、地上テレビ放送、衛星放送など多様化が進み、1988 年の放送法改正では、コンテンツ規制に関する部分で、番組調和原則の適用をテレビ並びに NHK の中波および超短波に限定することとし、多メディア化への対応も行われている。また、この改正は、1987 年 4 月の「ニューメディア時代における放送に関する懇談会(放送政策懇談会)」の報告書を踏まえたもので、報告書には、メディアの多様化・融合化への対応として、「典型的な放送と電気通信という二元的行政対応は改められなければならない」との立場から、「典型的な放送概念とそれに対する現行の制度的対応を一方の端に、典型的な電気通信概念とそれに対する現行の制度的対応を他方の端に観念し、その両端を結んだ線分上において、広義の放送概念に含まれる諸メディアを配置分類し、各メディアの特性に応じ、高度な規律を課すべきメディアと緩やかな規律を課すべきメディアをきめ細かく整理することが新たな行

政課題となっている」とあり、早期からメディアの特性に応じた規律の構築を提言している。[14]

また、この報告書以降も、メディアの特性に応じた規律の構築は議論されており、2007年の「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書[15]では、図 3.3.に示すような形で具体的な分類案まで提案されている。

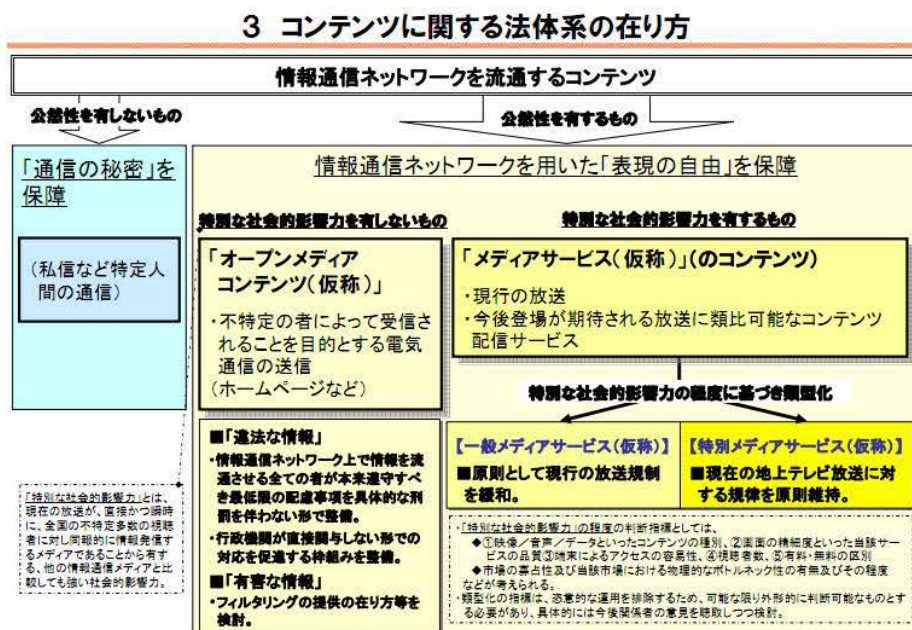


図 3.3. 情報通信ネットワークにおけるコンテンツの分類案
(総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書より)

しかし、実際には、2010年の放送法改正においても、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書を受ける形でコンテンツ規律の議論は行われたものの、結果的には、メディアの特性に応じた規律の構築は、実現していない。

また、2007年の報告を受けて、実際に法律が改正されるまでに3年もの歳月がかかっている上に、コンテンツ規律の考え方に関しては、改正が行われていない。このことから、いくら先述の放送法のコンテンツ規律に関する妥当性に疑わしき点があるとしても、マルチメディア放送での新聞・雑誌コンテンツの配信の実現のために、コンテンツ規制を撤廃するための議論を起し、放送法を改正することは、現実的に困難である。マルチメディア放送開始に合わせたスケジュールで解決することはなおさらであると思われる。

3.2.2. 例外基準の設定

放送法のコンテンツ規制の撤廃に関しては、現実的ではなく、また、実現するとしても、早くても数年、長ければ数十年単位の時間が必要となってしまうため、メディアの特性に応じた規律という考え方を採用し、なんらかの形でコンテンツ規制の例外とする案を新たな仮説として設定し検討した。

2011年2月10日に総務省放送政策課企画官 林弘郷氏にヒアリングを行う機会が持てたため、AMIO フォーラムの目指す放送波による紙メディア配信を実現するための会員社との議論の中で出てきた案を事前にまとめた。

一つ目は、蓄積型放送自体を、例外として扱い、コンテンツ規制の対象外とする案である。蓄積型放送は、配信されるデータの利用形態としては、従来型のストリーミング放送と異なり、通信で得られるデータの取り扱いに似ている。利用者視点で見れば、通信で得たデータも、放送で得たデータも同じであり、蓄積型放送に関しては、実用上、通信とみなしても、変わりはない。蓄積型放送を通信と置き、そもそも放送法の範疇外に設定することで、コンテンツ規制の対象ではなくすることはできないか、とする案である。

二つ目は、新聞・雑誌のみをコンテンツ規制から除外する案である。既に一般流通しており、さらに言論・報道の自由が確保されている新聞・雑誌に対して、配信経路が放送になったために、内容に関して一定の制限を受けるのは不相当であるとし、新聞・雑誌に関しては、コンテンツ規制を課さなくても良いのではないかと、とする案である。

まず、蓄積型放送を例外として扱う案について、林企画官の見解は、「蓄積型放送は、放送であり、通信とみなすことはできない。放送は、放送法で定義されており、通信とも異なるものであるため、蓄積型放送は放送法のコンテンツ規制の対象になる」とのことであった。

表 2.3.で示した通信と放送の定義は、非常に簡単な表現となっている。そのために、両者の区別が根本的な違いとなっており、解釈によって、片方をもう片方と同一視できない現状があることがわかった。さらに、技術的な定義であるため、実際に配信されるコンテンツ、利用形態によらない点に改めて気づかされた。

また、新聞・雑誌のみをコンテンツ規制から除外する案に関しては、「特例を別途設ければ可能」との見解であった。しかし、「法改正が必要となり、さらに、「新聞」「雑誌」とは何かを、法律上に表現しなければいけない。新聞と、新聞でないもの、雑誌と、雑誌でないものの線引きが難しく、実際には難しいのではないかと。」とのことだった。

新聞・雑誌のみを例外とする案に関しては、法改正が必要となるとのことで、前節で述べたように短期間で実現できる案ではなくなってしまった。さらに、新聞と雑誌について定義を行うことについても議論が必要となり、さらに時間を要することが予想される。また、一旦定義が決まったとしても、抜け道が生じる可能性も否定できず、また、新聞や雑誌というものが時間を経て形を変えていく可能性もある。そのため、流動的な対応の余地を本来残すべきだが、法律の条文となってしまうと、難しい。

このため、例外基準を設け、コンテンツ規制の課題を解決する手法は現実的ではないとの結論に至った。また、この結果を AMIO フォーラム第 6 回ビジネスモデル検証部会で発表し、会員社と情報共有を行った。

3.2.3. 制度上の抜け穴の模索

先述の通り、蓄積型放送を放送の例外と位置づけ、コンテンツ規制の対象外とする案、および、新聞・雑誌を蓄積型放送において配信する場合のみコンテンツ規制の対象外とする案も、総務省の見解として、法改正が必要なレベルの事案ということになり、3.2.1. で挙げたコンテンツ規制の撤廃と同等の難度の解決策という結論となってしまった。

そこで、AMIO フォーラムの副代表を務めるユアサハラ法律特許事務所の山田卓弁護士に、法のエキスパートとして、蓄積型放送で、新聞・雑誌コンテンツをコンテンツ規制に抵触することなく配信する方法はないか、2011年6月10日にヒアリングを行った。

まず、その前提として、2011年5月23日に AMIO フォーラムの会員である CSK と打合せを持った際に蓄積型放送を通信とみなすような配信方法のテクニックは存在しないのかというアイデアが出た。まず、この案について、検討していただいた。

山田弁護士によれば、放送と通信を分ける大きなポイントは、リクエストの有無ということであり、情報を配信するにあたり、リクエストが必要であれば通信、リクエストが不要であれば、放送とみなすことになる、ということであった。また、同時に、放送と通信の区別は、完全に技術的な要件のみで設定されており、かつ、シンプルであるため、蓄積型放送を通信とみなし、コンテンツ規制の対象とならない配信サービスと位置づけることは難しい、とのことだった。

また山田弁護士は、新サービスが適法か違法かを官公庁に問い合わせ判断を仰ぐノーアクションレター制度で問い合わせしてみる方法もあると提示いただいたが、もし、違法との判断が出てしまうと完全に行き詰ってしまうため、積極的には進められないとの意見を頂いた。

そこで、蓄積型放送は放送と割り切りサービス提供について検討を進めるのが良いと助言をいただいた。さらに、コンテンツ規制には、罰則がないため、規制を考慮せず、新聞・雑誌の放送による配信サービスを提供し、実績を積み上げつつ、国や総務省に対して問題提起を続けていくのが現実路線ではないかとも助言いただいた。

そもそもの課題が、マルチメディア放送事業者、コンテンツ製作者(新聞社・雑誌出版社など)の両方がコンテンツ規制の対象かどうか判断できないがゆえにコンテンツを配信できないということであるため、山田弁護士に提案いただいた規制を考慮せずにサービスを開始するという案は現実的ではない。しかし、国や総務省に対して問題提起を行うことは、AMIO フォーラムの活動として並行して行っていたため、次節にその結果を記す。

3.2.4. 制度変更の要望

総務省は、2011年3月5日から4月4日までの間にかけて V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案に対する意見に対する考え方に対する意見募集を行った。[16]

それに対し、蓄積型放送にコンテンツ規制を課すべきでないとするのが AMIO フォーラムの基本姿勢であるため、会員間での意見を集約し、下記の内容で、意見募集に応募した。

V-High マルチメディア放送については、リアルタイム型放送に加え、蓄積型放送もあります。従来型の動画配信だけでなく、電子新聞・出版コンテンツの配信など、新たな活用法が期待されています。

しかし、今回の審査基準によると、インターネットで同様のコンテンツを配信する場合と異なり、番組準則や番組基準の策定、放送番組審議機関の設置といった番組規律が適用されることとなります。

番組規律は委託放送事業者だけでなく、委託放送事業者に対してコンテンツを提供する事業者にも、間接的に影響が及ぶことが考えられます。

このまま規律が適用された場合、新たな分野からのコンテンツ提供を促し、マルチメディア放送の普及・発展を目指す上で、阻害要因になりかねません。

マルチメディア放送においては、自主的なガイドラインの策定に委ねるなどして、極力これらの規律が適用されない形の措置を講ずることで、多様なコンテンツが流通するための環境を整えるべきだと考えます。

これに対し、2011年7月13日に応募された意見に対する総務省の考え方が発表された。[17]

AMIO フォーラムの応募意見に対する総務省の考え方は以下の通りである。

V-High マルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末を受信設備として想定している「放送」メディアとして位置づけられていることから、放送法上の規律がかかるものです。

ただ、放送法においては、放送事業者が自ら策定した番組基準に従って適切な番組を放送すること（第3条の3）や、自ら放送番組審議機関を設置すること（第3条の4）等の、「自主自律」を基本とする規律となっており、放送事業者には放送番組編集の自由が保障されています（第3条）。

総務省の考えを読み解くと、現行の放送法のコンテンツ規制の枠の中で、放送事業者が解決すべきというスタンスを変えるには至らなかったということである。

今後も、継続してこのような形で、国や総務省に対して意見を発表していくべきだが、単純に法律や制度を変えるための動きは、パブリックコメントの募集もそうそう頻繁に行われるわけではないため、数年単位の活動が必要になることは必至である。

3.2.5. 第三者機関の設立

これまで見たとおり、法律の改定・施行規則の制定による解決は、時間的制約もあり、現実的ではない。そこで、ハードロー的手法ではなく、ソフトロー的な手法での解決方法について検討する。

まず、ソフトローとハードローの定義について整理する。まず、ハードローは国家が形成し国家がエンフォースする規範のことである。本研究の場合、放送法はハードローである。ソフトローは、「裁判所その他の国の権力によってエンフォースメントされないような規範であって、私人(自然人および法人)や国の行動に影響を及ぼしているもの」と定義されている。[18]

さらに形成主体とエンフォースメント主体によってハードローを含めた形で下記表3.3.のように分類できる。

表 3.3. ソフトローの分類[19]

エンフォースメント 形成	国家が エンフォースしない	国家が エンフォースする
国家以外が 形成する	社会規範、企業倫理、 CSR 等	会計基準、商慣習法等
国家が 形成する	労働法上の 努力義務規定等	ハードロー

これまでの仮説の検証では、ハードローは、本稿での目的には合致しないことが既に示されている。

課題に立ち返った上で、コンテンツ規制を受け入れるならば、コンテンツ事業者、マルチメディア放送事業者のいずれかが放送として配信しても良いコンテンツ、配信すべきではないコンテンツという判断を行い、その判断に誰が責任を負うべきかという問題である。

ソフトロー手法の中でも、本研究では、第三者機関による手法の適用可能性について検討する。

第三者機関による手法は、責任と権限を持つ主体を新たに設置し、その主体が、コンテンツ規制を踏まえた上で、規制を設定し、配信の可否を判断する案である。コンテンツ事業者、放送事業者の双方から、コンテンツ規制に抵触するかどうかの判断を任せられるため、今回の課題状況に適している。コンテンツ事業者、放送事業者だけでなく、利用者にきちんとメリットがあるような制度設計をどのように行うか、公平性をどのように確保するかが重要な点である。

また、合わせて共同規制という考え方も取り入れる。共同規制とは、「企業や業界団体が行う自主規制に対し、政府が一定の介入・補強を行うことによって、公私が共同で問題を抑止・解決していく政策手法」[20]である。放送法のコンテンツ規制と第三者機関による規制との共同規制となるため、実効性の検証に関しては、共同規制の観点からも議論する。

まず、参考とする第三者機関の事例について記す。現時点において、コンテンツに関する第三者機関は映画を審査する映画倫理委員会(映倫)や、ゲームを審査する特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)など多数存在する。今回、蓄積型放送に関する第三者機関の設計をするにあたり、モバイルコンテン

ツを審査している一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)と放送の苦情等に対応する放送倫理・番組向上機構(BPO)を参考とした。

<一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構>

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)は、「モバイルコンテンツの健全な発展と、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ違法・有害情報から保護することを目的として2008年4月に発足した第三者機関」であり、主な活動として、

1. 青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務
2. 青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善
3. ICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動。

が挙げられている。[21]

2007年に、総務省から携帯電話事業者各社に対し、フィルタリングの強化要請が行われ[22]、結果として、青少年の自己表現ツール、親子間や友人間のコミュニケーションツールとして有用であり、社会的に意義のあると考えられる健全なサイトまでもが、一律にフィルタリングの対象となることとなった。その結果、フィルタリングサービスの普及促進の妨げになることを危惧し、青少年を違法・有害情報から保護しつつ、健全なモバイルコンテンツの発展を促進するためにEMAは4回の設立準備会を経て、設立された。第一回設立準備会が2007年12月であり、およそ一か月おきのペースで設立準備会は開催され、約4か月間の検討を経ての設立である。[23]

具体的な活動内容としては、下記の3つが挙げられている。

1. 青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務

EMAでは「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」を設け、健全なモバイルコミュニティサイトとして運用管理体制を整備しているか、審査、認定及び運用監視を行っています。

2. 青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善

第三者機関として中立かつ公正な立場で「特定分類アクセス制限方式（いわゆる「ブラックリスト方式）」の対象カテゴリーについて検討を重ね、意見書としてまとめたものを携帯電話事業者及びフィルタリング会社に提出しました（2008年9月4日）。今後も継続的に青少年保護のためのフィルタリングサービス改善検討を進めます。

3. ICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動

EMAでは青少年のみならず、保護者、教育者、地域の人々に対しても実践できる啓発・教育プログラムの開発、情報の収集・提供等、支援を行っています。その第一弾は携帯電話でインターネットを利用するうえで青少年や保護者に理解して

ほしいルールやマナー、相談窓口等をまとめ「ケータイ・インターネットの歩き方 (EMA 携帯サイトコンテンツ)」です。今後も「EMA 啓発・教育プログラム アクションプラン」に沿って活動を続けていきます。

(EMA ホームページ EMA の主な活動は？より[24])

EMA は、表 3.3.のソフトローの分類に従うと、国家以外により形成され、国家以外がエンフォースするタイプの第三者機関であるが、設立に際し、総務省とも連携を取りつつ、進められたため、共同規制と位置づけることもできる。

本研究での課題と問題の構造が似ているため、EMA の構造を参考にする。未成年者へのフィルタリングサービスが総務省の要請により事実上通信事業者に義務付けられたため、コミュニティサイトに属するようなサービスカテゴリーのサイトは、利用者の中心である未成年者にフィルタリングサービスの適用によりサービスが提供できなくなることになった。そこで、EMA が設置され、フィルタリングサービスの対象外とするかどうかの判断をするための基準を作成し、その基準をクリアした場合には、未成年者へのサービス提供が可能となるという枠組みである。これは、一定の基準を課されている状況で、誰かがその基準を満たすかどうか判断を行わなければ、サービスの提供が行えないという類型では、構造が似ていると言える。

表 3.4. EMA と本提案との比較

	EMA のケース	蓄積型放送のケース
課題	未成年者へのフィルタリングサービスの提供の義務化により、コンテンツ事業者が特定のカテゴリーのコンテンツサービスを未成年に提供できなくなる。	放送法のコンテンツ規制により、新聞・雑誌のようなコンテンツを放送してよいかどうかプラットフォーム事業者もコンテンツ事業者も判断できないため蓄積型放送で配信できない。
コンテンツ基準	カテゴリーで判断 詳細な判断基準 民間による基準	特定の分野 曖昧な判断基準 政府による基準
プラットフォーム事業者	携帯電話事業者	マルチメディア放送事業者
コンテンツ提供事業者	携帯電話向けコンテンツサービス事業者	新聞社、雑誌出版社など
対応策	EMA(第三者機関)を設立	(第三者機関)を設立し、

	し、フィルタリングサービスの例外として未成年者へのサービス提供を許可して良いかの判断を行う。	放送法のコンテンツ規制に抵触していないかの判断を行うことで、放送での配信可否の判断を行う。
--	--	---

そして、構造が似ている一方、第三者機関の主な役割は、EMA がフィルタリングサービスの対象外としてもよい、という例外判断であることに対し、本提案での第三者機関の役割が、放送法のコンテンツ規制に抵触していないかどうか、という適法判断である点は、異なると言える。

<放送倫理・番組向上機構>

放送倫理・番組向上機構(BPO)は、2003年に放送番組向上協議会と放送と人権等権利に関する委員会機構(BRO)を統合し、日本民間放送連盟(民放連)および日本放送協会(NHK)によって設置された任意団体である。BPOの目的として「放送事業の公共性と社会的影響の重大性を踏まえて、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とした非営利・非政府の団体」と掲げられている。[25]

放送倫理検証委員会、放送と人権等権利に関する委員会、放送と青少年に関する委員会が設置され、BPOの構成員である各放送局は、BPOの委員会から放送倫理上の問題が指摘された場合、具体的な改善策を含めた取組状況を一定期間内に委員会に報告し、BPOはその報告等を公表することになっている。

BPOも、EMAと同様にソフトローの分類では、「国家以外により形成され、国家以外がエンフォースする」タイプの第三者機関である。設立経緯は、旧郵政省に設置された「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」が、1996年12月に出した報告書の中で、「視聴者の苦情に対応するための第三者機関を設けるべき」との意見が盛り込まれたことを受け、NHKと民放連が1997年5月に前身となる「放送と人権等権利に関する委員会機構」(BRO)を設置したことに由来するが、組織自体に政府は関与しておらず、業界内の第三者機関の位置付けである。

BPOは、放送業界の第三者機関であるが、BPOの具体的な活動は、先述の通り、「放送番組向上のための審議と虚偽放送についての検証」「放送による人権侵害を救済する」「青少年が視聴する番組の向上に向けた意見交換や調査研究を行う」[26]である。今回提案する第三者機関は、蓄積型放送向けのコンテンツが、放送法のコンテンツ規制に該当しないか事前にチェックし、問題が起きた場合に対処するための機関であるため、位置づけが異なる。また、BPOは、放送局に対して、問題を指摘し、改善案の提出を求めるが、蓄積型放送の場合は、コンテンツ製作者に対して、改善を求める形になるため、チェックをする対象が異なる。

一方で、蓄積型放送に対しても、先述の 3 つの活動は必要であるため、BPO と本提案における第三者機関とは、棲み分けをして併存していくことが望ましいと考える。

これらの EMA、BPO の事例を踏まえつつ、4 章において、具体的な第三者機関の内容について提案する。

第 4 章

第三者機関による解決方法

本章では、前章での検討で進めたソフトローによる解決方法の中で、最もふさわしいと考えられる第三者機関方式について記述する。EMA、BPO を参考とした具体的な第三者機関の詳細について記述する

4.1. 本提案における第三者機関案

マルチメディア放送の蓄積型コンテンツをチェックする第三者機関を設立する。本稿では、マルチメディア放送コンテンツ評価機関(Multimedia broadcasting contents Evaluation Organization : MEO)と仮称することとする。

4.1.1. 位置付け

MEO は、コンテンツ事業者と、放送事業者との間に位置し、大きく二つの役割を持つ。1つは、蓄積型放送で配信するコンテンツが放送法でのコンテンツ規制に抵触しないための基準作成および、定期的な基準の見直しを行う役割である。そして、作成された基準に従って、各コンテンツ製作者(新聞社、雑誌出版社)のコンテンツ製作体制が基準を満たしているかのチェックを行い、また、もし、コンテンツ規制に抵触するコンテンツが配信された際にコンテンツ製作者に対する是正要求を行う役割である。

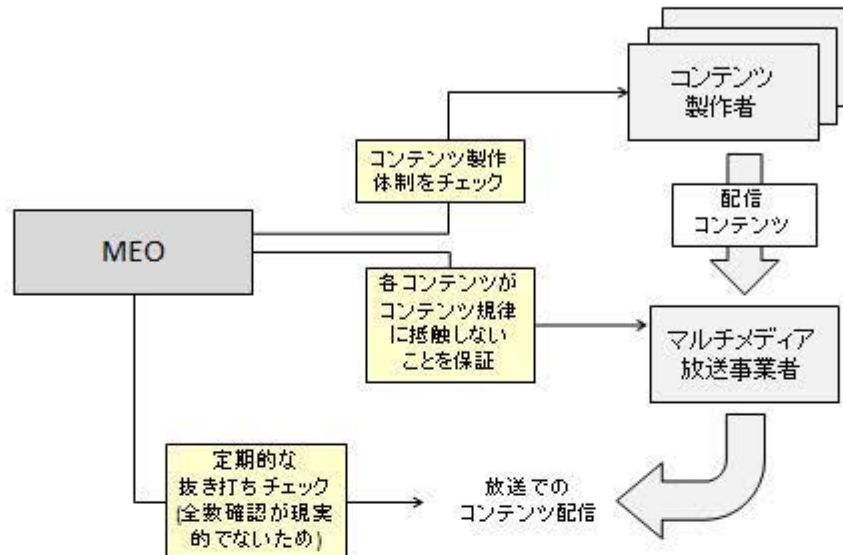


図 4.1. MEOとコンテンツ製作者・マルチメディア放送事業者の関係

第三者機関が、マルチメディア放送で配信されるコンテンツに対してコンテンツ規制に該当しないことを保証する形をとり、コンテンツ製作者、マルチメディア放送事業者の事業リスクを最小化する。

4.1.2. 構成

MEO は会員制をとり、マルチメディア放送事業者、コンテンツ製作者(新聞社、雑誌出版社など)を会員として想定している。

全体の意思決定機関として、理事会を設置する。理事会は、会員および、公平を期すため、消費者団体代表、学識経験者によって構成される形式をとる。理事会は、MEOの活動の決定および、予算管理についての権限を持つ。

基準策定部会、審査部会を設ける。いずれも会員に利害関係のないメンバーで構成される。

基準策定部会は、放送法のコンテンツ規制に抵触しないための基準策定を行う内部機関である。また、基準の見直しも担当する。

審査部会は、基準策定部会の策定した基準に従い、各コンテンツの制作体制のチェックを行う機関である。また、もし、コンテンツ規制に抵触する、または抵触するおそれ

のあるコンテンツが放送で配信された場合は、コンテンツ製作者に対して、是正を求め、是正されない場合は、認定を取り消すなどの対応も行う権限を有する。

基準策定部会、審査部会を監査する監査委員会を設置する。監査委員会のメンバーは、会員に利害関係のないメンバーで構成される。

日常業務を担当する事務局を必要に応じて設ける。また、権限を持たないオブザーバーを設置し、総務省の担当部署が担当することで、総務省の見解を聞き取りやすい形にしておくことは MEO に実効性を高めるために有用であると思われる。

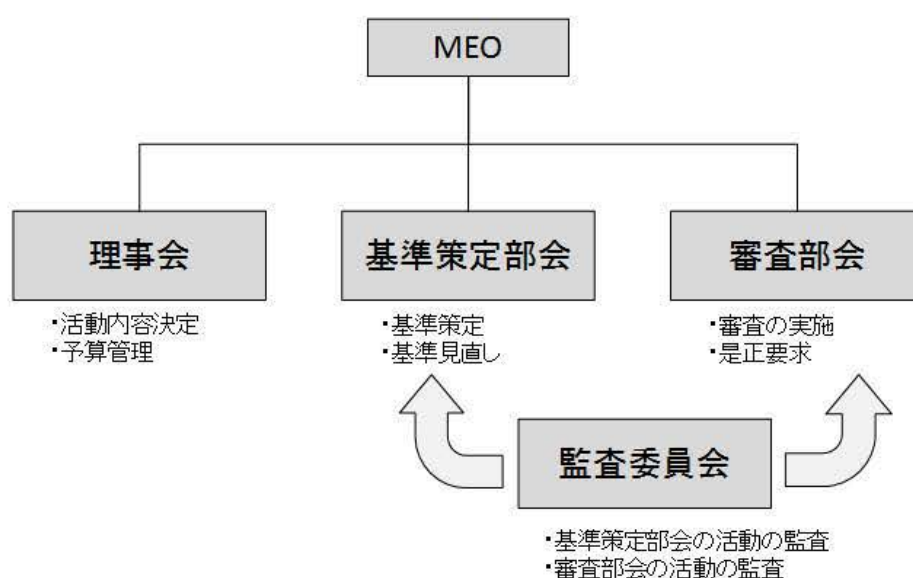


図 4.2. MEO 組織構成

4.1.3. 運営

基準策定部会の基準策定に関しては、放送法のコンテンツ規制を踏まえた上で、具体的な基準を策定する。策定した基準に関しては、定期的に見直し、改訂を行う。また、改訂を行う際は、会員や一般利用者からの意見を募集し、独善的な基準とならないよう配慮する。

審査部会の審査は、コンテンツ事業者の体制チェックが主な活動となる。理想的には、いわゆる全数チェックが望ましいが、毎日配信されるであろう新聞を考慮すると、現実的ではない。そのため、各コンテンツの製作体制および、倫理基準等を調査し、認定を与える方針をとることが現実的であると思われる。認定単位は、コンテンツ製作者ごと

ではなく、コンテンツごととする。これは、同一のコンテンツ製作者でも性格の異なるコンテンツを扱っているケースが多々あるためである。また、製作体制も定期的に変更されることが予想されるため、一定期間ごとの認定の見直しは必須であろう。また、審査部会では、配信コンテンツの抜き打ちチェックと、一般利用者からの意見受付を行い、日常的な監視も行う。もし、認定に問題のあるようなコンテンツが配信された場合は、是正要求をコンテンツ事業者に対して行い、是正が確認されれば、認定は継続され、是正が行われない場合は、認定取り消しを行うなどの対処を行う。認定が取り消しになれば、当然のことながら、放送による配信は行われない。

監査委員会は、基準策定部会、審査部会の活動が公正に行われているかの監査を行い、レポートを外部に開示することで、基準や、審査の信頼を高め、内部腐敗を防ぐ。

4.1.4. 設立フロー

実際の設立のフローについても検討する。

まずは、設立の中心となる関係者を中心とした準備委員会の設立が必要である。設立準備委員会のメンバーは、EMA の設立時を参考にすると、マルチメディア放送事業者、蓄積型放送での配信に積極的なコンテンツ製作者数者、学識経験者となることが妥当である。

次の段階として、機関設計を行う。機関設計に関しては、これまでに述べてきた通りだが、さらに代表や、理事会・各部会のメンバーの候補者選定、打診を進め、具体的なメンバーの確定を行う必要がある。

代表等の組織としての具体的な体制が固まった段階で会員募集を行い、MEO の設立となる。準備委員会の設立から MEO の設立までは、およそ 3～4 か月を見込むことが、代表等の人選・交渉や、会員企業の社内決裁に必要な時間を踏まえた上で、現実的だと思われる。

第5章

評価・考察

本提案の第三者機関について、評価を行い、実現可能性、実効力について考察する。評価に関しては、実際にマルチメディア放送に関わる方から本提案への評価をしていただいた。

また、第三者機関が実際に設立されることで、社会に及ぼす影響について検討する。なお、各評価意見は、事業に携わる方個人の評価であり、所属する組織の評価ではない。

5.1. 事業者による評価

5.1.1. マルチメディア放送事業者による評価

株式会社エフエム東京

マルチメディア放送事業本部 副本部長

仁平 成彦氏(V-Low マルチメディア放送分野担当)による評価

そもそもの問題は、マルチメディア放送の蓄積型放送によって、既に出来上がって、他の流通経路でも流れている新聞や雑誌を配信するということが、放送局が土管になってしまうがゆえに、放送局がコンテンツの内容に関して、配信して良いか悪いかの判断を行うことが難しい点にある。その点からすると、事前規制の形をとることは、やむを得ないが、事前規制を厳しくすることはあまり望ましくない。事前規制が厳しくなってしまうと、蓄積型放送の基準に合わせてコンテンツを製作してしまうような規制の逆流が起きかねない。それでは、コンテンツ製作者側の言論・報道の自由がこの提案の第三者機関によって規制されてしまう事態になりかねない。その点を考えると、事前規制は極力厳しくない形をとり、事後の規制を強め、何か問題になるコンテンツが配信された時にきちんと対処できるような基準を策定することが望ましいと思う。

マルチメディア放送事業者とコンテンツ製作者のどちらが判断をするのが良いか、どちらも判断できない、というにらみ合いの状況なので、第三者機関のたまかな設計は良いと思う。事前規制と事後規制の厳しさの設定に関しては、改善の余地があると

思われる。

<要点>

- ・実現可能性に関して
 - －第三者機関のたまかな設計は良い
- ・その他
 - －事前規制と事後規制の厳しさの設定に関しては改善の余地がある

5.1.2. 新聞コンテンツ製作者による評価

一般社団法人 共同通信社

放送報道局

細田 昌夫氏による評価

蓄積型放送に事業として関わる企業群が、放送法に抵触しないコンテンツのガイドラインを出すために、団体をつくるというBPO的な自主団体の可能性はあると思う。総務省を巻き込んだりしながら設立に動くということは、将来的にありえないことではない。

共同通信は、放送向けにニュースを製作しており、制作したものがそのまま読まれているニュース原稿もある。例外はあるものの、一般的に抵触しない範囲内で行っているため、共同通信のコンテンツに限れば、あえて、第三者機関に判断してもらう必要はない。また、報道系のコンテンツに関してもチェック体制は不要ではないか。しかし、スポーツ新聞のようなものや、娯楽系のコンテンツに関しては、配慮する必要があるかもしれない。また、ガイドラインを設定するにしても、事業者から自主的に出てくる形が望ましいと思われる。

組織を作ってしまうことに関しては、天下りの可能性を排除したり、組織の維持コストが利用者の負担になりにくい形にする必要もある。

<要点>

- ・実現可能性に関して
 - －BPO的な自主団体の可能性はあると思う
 - －天下りを排除する仕組みの必要性
- ・実効力・インセンティブに関して
 - －ガイドラインの設定は事業者から自主的に出てくる形が望ましい
 - －報道系のコンテンツに関してチェックは不要ではないか

・その他

－組織の維持コストが利用者負担になりにくい仕組みの必要性

5.1.3. 既存放送事業者による評価

株式会社テレビ神奈川

コンテンツ局専任局長

鈴木 邦彦氏による評価

第三者機関があることは構わないのではないかと。手間がかかることが少ないほうを好むため、組織としての機能が働くかに関しては不安がある。

既存放送局は、自主規制がしっかりしているため、マルチメディア放送も放送局が自主規制を設定し、各局にある程度ゆだねる形にするほうがよいのではないかと。ただ、各局によって基準にばらつきがあるのも確かである。

どのような基準を設定するかが特に大事だと思われる。

<要点>

・実現可能性に関して

－第三者機関があることは構わないのではないかと

・実効力・インセンティブに関して

－手間がかかることによって機能が働かない可能性がある

－基準をどう設定するか

5.1.4. 政策関係者による評価

総務省

大臣官房 企画課長

谷脇 康彦氏による評価

審査を受けたコンテンツに問題ありと判断された場合、誰の責任となるのかを事前にはっきりさせておく必要があるのではないかと。

MEO がコンテンツ規律に抵触しないことを保証するとして、放送番組規律の内容＋民放連ガイドライン的なもの越える基準作りは難しいのではないかと。

<要点>

- ・実効力・インセンティブに関して
 - －放送番組規律の内容＋民放連ガイドラインを越える基準作りは難しいのではないか
- ・その他
 - －審査を受けたコンテンツが問題ありと判断された場合は誰の責任となるのかはっきりさせておく必要がある

5.2. 考察

以上の評価を踏まえ、実現可能性、実効力・インセンティブという観点から考察を行った。また、社会に及ぼす影響についても検討した。

5.2.1. 実現可能性

本提案の実現可能性に関して、評価をいただいた事業者からは、組織の必要性に関して、それぞれの立場を反映した意見をいただいた。そのなかでも、完全に不要という意見はなかった。コンテンツを判断する機関が増える話に関して、マルチメディア放送事業者以外が積極的に賛成の立場をとることはないのは当然と言える。しかし、中心となる事業者がいれば、関係各社は受け入れるということであり、実現可能性は高いと言える。中心となるべき事業者は、そもそもの課題のステークホルダーである、マルチメディア放送事業者であろう。最終的な実現可能性は、マルチメディア放送事業者がコンテンツ製作者、管轄官庁である総務省をいかに巻き込めるかにかかっている。

まず、設立に際して、利害の中心となるのは、既にサービス開始時期が見えており、また、本稿執筆時点で唯一の委託放送事業者である、**mmbi** である。**mmbi** は、他の映像放送サービスとの差別化を図る必要があり、ホームページにおいても蓄積型放送をサービスの2本柱の一つとして取り上げている[27]。そのため、本研究における課題を乗り越え、サービスを提供することに十分利がある。特に、具体的なサービス開発を担う部署の方がMEOの設立準備に関わることが望ましい。

そして、コンテンツ製作者も利害の中心付近にいる関係者である。個別のコンテンツ製作者は、無数存在するものの、意見を集約する団体として、新聞協会、雑誌協会が既に存在するため、個別のコンテンツ製作者が設立準備に関わるよりも、代表する形で2団体を巻き込むことが望ましい。しかし、新聞協会のような報道系コンテンツ製作者は、コンテンツ規制に対して慎重な姿勢を取っている。そのため、設立段階で関わることは

難しい可能性がある。一方、雑誌協会は、雑誌の電子化に対して、雑誌コンテンツデジタル推進コンソーシアムを形成するなど積極的な姿勢があるため、比較的関わることは難しくないとと思われる。そして、その上で、設立および設立後に関わるかどうかを判断するポイントは、より多くの人にコンテンツを届けることができ、それによって、コンテンツ製作者が売上を拡大させることができるかである。その点において、EMA のように既に一定の市場規模があるビジネス⁵に、新たに規制がかけられることになったのではないため故の難しさは否定できない。しかし、mmbi は、2016 年には 5000 万台の利用可能端末の普及を計画しており、ビジネスプラットフォームとして魅力的な数字である[29]。mmbi のコンテンツ拡充を目指すためにも、mmbi が積極的に展開計画を提示し、巻き込んでいくことがコンテンツ製作者を設立に関わらせるためには、効果的だと思われる。

また、放送事業の監督官庁である総務省に、設立時に関わりを持たせることができれば望ましく、また実効性も高まると思われる。

つまり、本提案における実現可能性は、mmbi は、蓄積型放送への意欲が高く、また、mmbi の事業計画は大きいため、コンテンツ事業者にとって魅力的であり、巻き込める可能性も高い。そのため、実現可能性は高いと言えるだろう。

5.2.2. 実効力・インセンティブ

そもそもマルチメディア放送事業者が V-High マルチメディア放送事業において 1 社 (今後増えるとしても 8 社未満)、V-Low マルチメディア放送事業において 1 地域あたり数社程度と少数であるため、設立に際し中心的役割を果たすべきマルチメディア放送事業者が MEO と連携し、「ゲートキーパー」[30]としての役割を果たし、コンテンツ事業者に対しては有効に働き、コンテンツ事業者が収益を上げるためのインセンティブにつながる。

さらに、その実効力を高めるためには、いただいた評価で多く指摘のあった審査基準の妥当性が必要となる。いわゆる学識経験者、一般消費者代表の意見が反映されたコンテンツ製作社が納得して参加できる基準決定・更新プロセスが必要になる。

万が一、問題が生じた場合に備え、マルチメディア放送での情報流通を促進するために、監督官庁である総務省からコンテンツ規律の運用体制について、放送法に適さないコンテンツが配信されないような事前チェック体制であること、抜き打ちチェックによる審査体制を整えていることなどの理解を得ておくことが重要である。

⁵ 2010 年モバイルコンテンツ市場規模 6,465 億円[29]

5.2.3. 社会に及ぼす影響

本提案による第三者機関が実現した場合、低廉で一斉同報可能な新聞・雑誌の配信が可能になる。通信による配信と異なり、輻輳が発生しないため、例えば、朝の通勤時間帯のような新聞・雑誌コンテンツに対する需要がバースト的に高まるような時間帯においてもダウンロードが遅くなるようなことなく、新聞・雑誌コンテンツを利用することができる。

また、放送として配信するコンテンツの容量だけ、通信容量を節約することができ、上記の例で言えば、新聞・雑誌コンテンツのダウンロードが占めていた通信容量がすべて他のコンテンツの利用に回すことができるため、新聞データが不要なユーザーも、通信の利用が快適になる可能性もある。

その他、家庭内に設置するようなマルチメディア放送対応デバイスを想定すると、通信環境のない状況においても、プッシュ型で定期的に情報が更新されるため、アクティブな情報摂取が可能になる。

5.3. 考察を踏まえた MEO 修正案

これまでの評価・考察を踏まえた上で、より実務的と思われる MEO の修正案に関して、修正点をまとめる。

まず、設立方法に関しては、独立した団体として設立することを想定していたが、既存団体の下部組織、あるいは内部機関としてスタートするほうが、評価で指摘をいただいた自律的な組織の立ち上がりや、最終的に利用者負担となる運営コストの面から考えると、適していると考えられる。ただし、その場合も、設立に関して中心的な役割を果たす事業者は、マルチメディア放送事業者であり、また、設立スキームに関しても、大幅な変更は必要ないと思われる。

また、指摘を頂いた事前規制と事後規制のバランスに関してだが、コンテンツの多様性を確保すべきという視点から考えると、長期的な方向性としては、事前の製作体制の基準は、放送法を満たす範囲でできる限り緩く設定し、配信されるコンテンツのチェック体制を厳しくすることが望ましい。当初案では、事前・事後のチェック体制のバランスは固定であり、事後チェックは抜き取り方式であった。この体制は、規模が小さく配信後チェックのためにリソースを割けない状況ではやむを得ない。また、事前の製作体制を判断するための基準も、当初は慎重な設定となることが予想されるため、設立タイミングでの事前・事後の理想的な体制の実現は難しいが、流動的に MEO のチェック体制をシフトさせていくという方向に修正したい。

その他、報道系コンテンツと娯楽系コンテンツを同列に扱うことに関する疑問点に関

しては、世の中に存在するコンテンツは、報道系と娯楽系に二分できるものばかりではないため、当初は、同列に扱わざるを得ないと思われる。しかし、長期的には、コンテンツの分野に応じた基準が策定され、より柔軟な配信が可能になることが望ましい。この点に関しては、一朝一夕で方針が出せる課題ではないため、今後の課題としていきたい。

第6章

ま と め

これまでの議論を踏まえ、コンテンツ規制のあるべき姿、マルチメディア放送および放送と通信の融合の今後について触れ、本稿のまとめとする。

6.1. コンテンツ規制のあるべき姿

本稿で取り上げた、放送法のコンテンツ規制に関しては、マルチメディア放送のような新しい放送サービスが登場する際にサービス展開上の課題となりうる場合があるため、できるだけ柔軟な運用が可能な形が望ましいと考える。対応策の一つとして、本提案では蓄積型放送に限ったが、第三者機関の設立による、判断基準の民間サイドでの策定という手法が考えられる。これを推し進め、放送法でのコンテンツ規制に関しては、法律上の記述をほぼなくし、基準に関しては、民間の業界団体などに運用を委ねるといふ形であれば、新規ビジネスにも対応が行いやすいのではないだろうか。

また、放送と対比させる形で取り上げた通信に関しては、基本的に内容に関して規制がかかっておらず、いわゆる違法・有害コンテンツ含め自由な状況にある。後述するが、放送と通信は、情報流通路として今後さらに融合が進んでいくと思われる。その際に、放送は規制が厳しい一方で、通信は規制がない、という状況は、望ましくない。通信に関しても、有害・違法コンテンツに関して、民間ベースで規制手法の検討を進め、放送と通信の規制が統一基準として運用されるようなコンテンツ規制があるべき姿ではないかと考える

6.2. マルチメディア放送の今後と放送と通信の融合

2012年4月のV-Highマルチメディア放送、NOTTV(ノッティーヴィー)のスタートが目前に控えている。利用料金や、サービスの概要など徐々に明らかにされたり、放送局の免許が交付されたりとサービス提供に向けて着実に準備が進められている。しかし、33セグメント設定され枠のうち、1事業者13セグメントしか提供放送委託事業者がない状況は新サービスのローンチとしては、新サービスならではの不透明感が原因であることが予想されるものの、寂しいものがある。また、現状だと、本研究でとりあげた放送法のコンテンツ規制が課題となり、新聞や雑誌の蓄積型放送による配信サービスは、サービス開始タイミングには提供されない可能性も低くない。個人的には、マルチメデ

IA放送の最大の特徴は、蓄積型放送だと思っており、そこで差別化ができれば、ワンセグのような旧来からの放送サービスや、BeeTV、ひかりTVもばいる⁶のような新規提供開始が相次ぐ通信での映像サービスに対し、ユーザーに分かりやすく違いが打ち出すことができない。

一方の V-Low マルチメディア放送に関しては、実験段階を抜け出せていない現状がある。地域情報メディアとしての期待が高く、音声・映像以外のコンテンツを流せる点は、可能性のあるサービスであるのは間違いない。また、災害時の情報配信メディアとしての期待が、2011年の東日本大震災を機に高まっているのも事実であり、放送で読み上げていたような被害者のリストや、避難所情報を文字の形で受動的に受け取ることもサービス設計上可能になる。実際のサービス提供までは時間がかかることは容易に想像がつくが、平時においても非常時においても、利用価値の高いサービスとして、準備が進んでいくことに期待したい。

そして、マルチメディア放送全体に言えることだが、放送サービスの常として、専用受信端末の普及のハードルが非常に高い点が挙げられるだろう。過去の新しい放送サービスを例に出せば、衛星放送などは、受信機の価格が高価(数万円～)ということもあり、複数の衛星放送事業者が撤退した事例もある一方で、ワンセグの場合、携帯電話にワンセグ機能が内蔵されることにより、広く普及し、また、普及することにより、量産効果で部品が安くなり、専用受信端末も安くなるという良い循環が生まれた事例もある。V-High マルチメディア放送に関しては、事業者の主要株主がエヌ・ティ・ティ・ドコモということもあって、携帯電話に機能が搭載されることは確定^[31]している。また、既に触れたが、5000万台の普及計画を、ワンセグの事例のように良い形で進めることができるかどうか、普及のカギを握るのは間違いない。V-Low マルチメディア放送も含め、マルチメディア放送のサービスが長期的に活用される状況になるような施策を、事業者・政府に対して期待したい。

そして、2.2.において、放送法の改正に伴い、放送と通信の融合が進んでいるとした。しかし、1987年の放送政策懇談会報告書において触れられた「典型的な放送と電気通信という二元的行政対応は改められなければならない」という考えは未だ政策や法律に反映されているとは言えない。同様に、本研究で触れたように、放送と通信がインフラ、プラットフォーム、コンテンツ、すべてのレイヤーで融合することは、程遠いと言わざるを得ない状況である。EUのように、通信と放送を技術的な区別ではなく、リニア放送サービスのみを放送と定義しているケース^[32]もあり、今後の、放送法のさらなる改正、さらには情報通信法への一本化が進むことによる政策面での進捗に期待したい。急速に普及しているスマートフォンや、少しずつ盛り上がりを見せているスマートテレビのようなスマートデバイスの進展といったコンテンツサービスの世界的な大きなねりは、通信や放送といった言葉の定義など気にすることなく、ユーザーを巻き込んで

⁶ 「ひかりTV」のスマートフォン向け動画配信アプリ

いる。言葉の定義や、制度に拘り過ぎてしまったがゆえに、大きな波に乗ることができず、逆に飲み込まれてしまうといった状況は避けなければならない。

とは、言うものの、出来上がっている制度を急に変えることが難しいのも本研究で痛いほど身に染みている。本研究がきっかけとなり、さまざまな形でのコンテンツ流通が活発となり、まず実サービス面から、放送と通信の境目がなくなることを期待してやまない。

謝 辞

本研究の活動の中心となった IPDC・AMIO プロジェクトを進めるにあたり多くの方に支えていただいた。ご助力いただいた各位にこの場を借りて感謝を申し述べたい。

指導教官の中村伊知哉教授には、このような機会を与えていただいただけでなく、IPDC フォーラム、AMIO フォーラムの代表としてもご尽力いただいた。また、菊池尚人准教授には、アドバイスを頂くにとどまらず、最前線で制度設計に取り組まれる官僚の方へのインタビューをセッティングしていただいた。

総務省放送政策課林弘郷企画官には、お忙しい中お時間を作っていただき、蓄積型放送とコンテンツ規制についてお話を伺うことができた。ユアサハラ法律特許事務所の山田卓弁護士には、通信と放送の違いや法解釈の方法についてご助言いただくとともに、AMIO フォーラムの副代表を引き受けていただくなどお骨折りいただいた。

一般社団法人共同通信社細田昌夫氏、株式会社テレビ神奈川鈴木邦彦氏、総務省大臣官房谷脇康彦氏には、お時間のない中で本提案を検討いただき、評価ヒアリングの時間を割いていただいた。

また、プロジェクトに際し、関わっていただいた会員企業の皆様が、真剣に議論に参加していただいたことにも感謝したい。

そして、ともにプロジェクトを進めてきた博士課程の仁平成彦さん、赤坂亮太さん、修士課程の鎌田慎也さん、兼田俊太郎さん、新志有裕さん、土居翔さん、上杉類さん、コーディネーターの平田博子さんには、様々な局面でご助力いただいた。

今後、国内の放送・通信業界は、世界的な大きなうねりに巻き込まれていくことが予想されるが、そのうねりをともに乗り切ることのできる力を持った仲間と出会えたことはこの2年間の大きな喜びである。

Tvk、共同、総務省谷脇

参考文献

- [1] 総務省, 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」
参考資料 5 「諸外国におけるマルチメディア放送について」, p. 1,
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080715_4_sk5.pdf, 2008
- [2] 総務省, 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」
参考資料 5 「諸外国におけるマルチメディア放送について」, p. 4,
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080715_4_sk5.pdf, 2008
- [3] 株式会社ジャパン・モバイルキャスティング
<http://www.j-mobilecasting.com/about/scheme.html>
- [4] 総務省 「V-Low マルチメディア放送の実証実験」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000027.html
- [5] 株式会社 mmbi <http://mmbi.co.jp/service/point/>
- [6] 総務省 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu07_02000042.html
- [7] 総務省 「放送法等の一部を改正する法律案」 概要
http://www.soumu.go.jp/main_content/000085295.pdf
- [8] 総務省 「放送法等の一部を改正する法律案」 概要
- [9] 中村伊知哉, 「通信と放送の融合」のこれから, p.171, 翔泳社, 2008
- [10] 鈴木秀美, 山田健太, 砂川浩慶, 放送法を読みとく, p.94, 商事法務, 2009
- [11] 西澤雅道, 井上禎男, 放送・通信の「融合」をめぐる問題状況, 情報通信学会誌, Vol.25, No.2, p.58, 2007
- [12] 社団法人日本新聞協会, 声明・見解, <http://www.pressnet.or.jp/statement/>
- [13] 総務省 「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_01000010.html
- [14] 豊嶋基暢, 通信・放送の概念とコンテンツ規律の変容の可能性, メディア・コミュニケーション, No.60, pp.118-122, 2010
- [15] 総務省 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」 報告書,
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_houseikikaku/pdf/071206_4.pdf
- [16] 総務省 「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案に対する意見募集」,

- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_01000014.html
- [17] 総務省「V-High マルチメディア放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案に対する意見募集の結果」,
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_01000022.html
- [18] 中山信弘, ソフトローの基礎理論, p. i, 有斐閣, 2008
- [19] 中山【2008】, p.5
- [20] 生貝直人, 情報社会と共同規制, p. i, 勁草書房, 2011
- [21] EMA ホームページ EMA の主な活動は?, <http://www.ema.or.jp/faq/index.html#6>
- [22] 総務省「青少年が使用する携帯電話・PHSにおける有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の導入促進に関する携帯電話事業者等への要請」,
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/071210_4.html
- [23] EMA 設立の経緯, <http://www.ema.or.jp/prospectus/process.html>
- [24] EMA ホームページ EMA の主な活動は?
- [25] BPO について, <http://www.bpo.gr.jp/bpo/>
- [26] BPO について
- [27] 株式会社 mmbi サービスの特徴, <http://mmbi.co.jp/service/point/>
- [28] MCF 発表統計データ, 2010 年モバイルコンテンツ関連市場規模,
http://www.mcf.to/press/images/mobilecontent_market_scale2010.pdf
- [29] NTT ドコモ, 個人投資家向け IR 説明会資料, p.38,
http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/presentation/110803/kojin_presentation_110803.pdf
- [30] 生貝【2011】, p.180
- [31] NTT ドコモ, 個人投資家向け IR 説明会資料, p.38
- [32] 総務省「海外における次世代 IPTV 事業の新展開及び政策動向等について」 pp. 7-10,
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2011/2011-g-0703-c.pdf>

付録 A

V-Low マルチメディア放送への参入希望調査 提出者一覧

V-Lowマルチメディア放送への参入希望調査
提出者一覧(計133者)

(各カテゴリにおける提出順)

提出者	参入枠		
	受託国内放 送	受託国内放 送(出資)	委託放送業 務
1 超短波(FM)放送事業者			45者
(株)エフエム京都			○
(株)エフエム愛媛			○
(株)エフエム群馬			○
(株)エフエム栃木			○
(株)エフエムナックファイブ	非開示		
三重エフエム放送(株)			○
(株)J-WAVE			○
(株)エフエム山口			○
富山エフエム放送(株)			○
福井エフエム放送(株)			○
(株)エフエム佐賀			○
(株)エフエム・ノースウェーブ			○
(株)エフエムラジオ新潟			○
新潟県民エフエム放送(株)			○
(株)エフエム香川			○
長野エフエム放送(株)			○
(株)ZIP-FM			○
(株)エフエム青森			○
エフエムインターウェーブ(株)			○
天神エフエム(株)			○
横浜エフエム放送(株)	非開示		
関西インターメディア(株)			○

(株)エフエム北海道			○
(株)エフエム仙台			○
(株)エフエム大阪			○
広島エフエム放送(株)			○
(株)CROSS FM			○
(株)エフエム秋田			○
(株)エフエム東京			○
(株)ベイエフエム			○
(株)エフエム長崎			○
静岡エフエム放送(株)			○
(株)FM802			○
(株)エフエム富士			○
(株)エフエム愛知			○
(株)エフエム大分			○
(株)エフエム山陰			○
(株)エフエム岩手			○
(株)エフエム熊本			○
(株)エフエム滋賀			○
(株)エフエム福岡			○
兵庫エフエム放送(株)			○
(株)エフエム鹿児島			○
(株)エフエム徳島			○
(株)エフエム石川			○
2 中波(AM)放送事業者			13者
東海ラジオ放送(株)			○
(株)ラジオ福島			○
(株)ラジオ沖縄			○
(株)和歌山放送			○
(株)茨城放送			○
(株)ラジオ関西			○
(株)STV ラジオ			○
大阪放送(株)		非開示	
(株)栃木放送			○
(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ		○	○
(株)ニッポン放送			○

(株)アール・エフ・ラジオ日本			○
(株)文化放送		○	○
3 短波放送事業者			1者
(株)日経ラジオ社			○
4 中波(AM)放送・テレビジョン放送兼営事業者			33者
青森放送(株)			○
西日本放送(株)			○
(株)新潟放送			○
(株)大分放送			○
琉球放送(株)			○
北海道放送(株)			○
福井放送(株)			○
(株)宮崎放送			○
(株)毎日放送			○
東北放送(株)			○
山形放送(株)			○
信越放送(株)			○
山陽放送(株)			○
(株)IBC 岩手放送			○
北陸放送(株)			○
南海放送(株)			○
長崎放送(株)			○
静岡放送(株)			○
(株)山梨放送			○
中部日本放送(株)			○
北日本放送(株)			○
九州朝日放送(株)			○
(株)中国放送			○
(株)秋田放送			○
(株)京都放送			○
(株)山陰放送			○
RKB 毎日放送(株)			○
山口放送(株)			○
(株)岐阜放送			○
(株)南日本放送			○

朝日放送(株)			○
四国放送(株)	○		○
(株)熊本放送			○
5 コミュニティ放送事業者			26者
鹿児島シティエフエム(株)			○
(株)えふえむ・エヌ・ワン		○	○
(株)エフエムあやべ			○
逗子・葉山コミュニティ放送(株)			○
大和ラジオ放送(株)		○	○
(株)エフエムとなみ			○
エフエムかしま市民放送(株)		○	○
(株)FM なかつ			○
(株)FM うるま			○
(株)姫路シティFM21			○
(株)エフエムびざん			○
(NPO)京都コミュニティ放送			○
AIR STATION HIBIKI(株)		○	○
(株)エフエムたじま			○
(株)ラヂオもりおか			○
水戸コミュニティ放送(株)		○	○
(株)エフエム三木			○
(株)FM 鳥取		○	○
(株)らむれす			○
(株)DARAZ コミュニティ放送			○
(株)けんと放送			○
(株)フラワーコミュニティ放送			○
葛飾エフエム放送(株)			○
(株)いわき市民コミュニティ放送	非開示		
エフエムラジオ立川(株)		○	○
(株)中国コミュニケーションネットワーク		○	○
6 新聞社			1者
(株)神戸新聞社			○
7 各種団体			3者
(財)道路交通情報通信システムセンター (VICS センター)			○

日本放送協会		○	○
V-Lowにおける地域メディアの在り方に関する連絡協議会		○	
8 その他			10者
(株)CSK	非開示		
日本電波塔(株)	○		○
北日本マルチメディア放送(株)			○
(株)東京放送ホールディングス		○	○
中国・四国マルチメディア放送(株)			○
大阪マルチメディア放送(株)			○
東京マルチメディア放送(株)	○		○
中日本マルチメディア放送(株)			○
(株)エムティーアイ		○	○
九州沖縄マルチメディア放送(株)			○
9 匿名			1者
法人(1者)	非開示		

合計 133者（受託国内放送4者、受託国内放送への出資14者、委託放送業務132者）

※合計には、非開示を希望する者についても計上した。

付録 B

第 2 期 AMIO フォーラム会員一覧

イースト株式会社

株式会社ヴィレッジアイランド

NECアクセステクニカ株式会社

一般社団法人 共同通信社

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究(事務局)

株式会社CSK(現SCSK)(ビジネスモデル検証部会幹事)

スカパーJSAT株式会社

ソニービジネスソリューション株式会社

株式会社TBSテレビ

株式会社テレビ神奈川(ビジネスモデル検証部会幹事)

株式会社 電通(ビジネスモデル検証部会幹事)

社団法人日本雑誌協会

株式会社ネクストウェーブ(サービスモデル検討部会幹事)

株式会社博報堂DYメディアパートナーズ(ビジネスモデル検証部会幹事)

株式会社日立製作所

富士通株式会社

※五十音順

付録 C

IPDC フォーラム会員一覧

株式会社アスコン
EXPWAY
SCSK株式会社
NECアクセステクニカ株式会社
NECエンジニアリング株式会社
NECマグナスコミュニケーション株式会社
株式会社NHKアイテック
株式会社ヴィレッジアイランド
営電株式会社
株式会社NTTデータ
株式会社エフエム東京
エル・エス・アイ
ジャパン株式会社
関西テレビ放送株式会社
京セラコミュニケーションシステム株式会社
一般社団法人 共同通信社
クワトロメディア株式会社
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科
KDDI株式会社
株式会社C-GRIP
株式会社スカパー・ブロードキャスティング
株式会社スペースシャワーネットワーク
株式会社TBSテレビ
株式会社テレビ神奈川
株式会社 電通
株式会社電通国際情報サービス
株式会社東通
日本電気株式会社
株式会社ネクストウェーブ

ネットワンシステムズ株式会社
株式会社博報堂
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ
株式会社フジテレビジョン
株式会社毎日放送
マスプロ電気株式会社
株式会社メディアキャスト
モバイルメディア企画株式会社
株式会社読売新聞東京本社
(2011年12月現在)
※五十音順

付録 D

V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案に対する意見に対する考え方

1. 意見提出者（50音順）

1. AMIO フォーラム
2. (株)mmbi
3. KDDI(株)
4. (株)ジャパン・モバイルキャストイング
5. (社)日本新聞協会
6. 日本テレビ放送網(株)

合計 6件

2. 提出意見及びそれに対する考え方

(注意事項)

- ご意見については、原則として提出されたご意見にある該当箇所を参考に分類をしていますが、特に該当箇所が明示されていないものや、いただいた該当箇所とは異なる形で分類した方が適切だと思われるものについては、総務省において分類しています。また、誤字脱字や体裁の修正についても総務省において一部行っております。
- 「該当箇所」欄の「旧」欄は放送法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）の施行前の制度整備案の該当箇所、「新」欄は、当該法律の施行後の制度整備案の該当箇所を示しております。

No.	該当箇所		提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
	旧	新		
1. 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令関係				

1	放送法 施行規 則第17 条の8 第3項	基幹放送 の業務に 係る表現 の自由享 有基準に 関する省 令第4条 の2	<p>「放送の普及及び健全な発達のために特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、移動受信地上放送業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が十三を超えないこと」とされています。</p> <p>当該規定に基づき、例外的に一の事業者が合計十三を超えるセグメント数(基準セグメント数含む)を割り当てることとなる場合は、携帯端末向けマルチメディア放送が地デジ化による跡地利用という国民社会全体の多大な負担と協力のもとで実現される新たなメディアであることに鑑み、放送の多元性・多様性確保や当該メディアの健全な発展等の観点から、国民社会全体の理解を得た上で執り行われることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>合計13を超えるセグメント数の割り当てについては、「放送の普及及び健全な発達のために特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合」(現:「基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合」)に限定されており、今般の制度整備の意見募集の段階ではそのような具体的な事態は想定しておりません。</p> <p>ご意見は、今後の制度設計及び審査に当たっての参考とさせていただきます。</p>
2. 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案関係				
2	放送普 及基本 計画 第11 (3)	基幹放送 普及計 画第11 (1)ウ	<p>委託放送事業者による、新しい考え方に基づく様々な利用形態の創造やサービスの提供を促進する内容となっていることから、このような計画及び認定方針とすることに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)mmbi】</p>	<p>今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。</p>
<p>3. 平成23年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信地上基幹放送(207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。)の業務の認定に係る認定方針案関</p>				

3	第2条第3項(認定する委託放送業務)	第2条第3項(認定する移動受信用地上基幹放送の業務)	<p>基本的に方針案に賛同します。</p> <p>また、割り当てられた周波数に対して効率的に委託放送事業者が参入することができるように、当該認定方針については、委託放送事業者の参入状況を考慮し、適宜見直しが行なわれることを要望いたします。</p> <p>【(株)ジャパン・モバイルキャストイング】</p>	<p>今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。</p> <p>また、「委託放送事業者(現:移動受信用地上基幹放送事業者)の参入状況を考慮して、適宜認定方針の見直しがなされること」とのご意見については、必要に応じて今後の参考とさせていただきます。</p>
4	第2条第3項(認定する委託放送業務)	第2条第3項(認定する移動受信用地上基幹放送の業務)	<p>以下の理由により、このような認定方針とすることに賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託放送事業者毎に異なる戦略やビジネスモデルを反映できるようなセグメント領域の申請区分となっているため。 ・V-High マルチメディア放送の早期普及に向け、全セグメント領域一括での認定申請が望ましく、そのような内容になっているため。 <p>【(株)mmbi】</p>	<p>今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。</p>
5	第4条第1項(3)(放送の特性を生かしたサービスの推進)	同左	<p>委託放送事業者による、新しい考え方に基づく様々な利用形態の創造やサービスの提供を促進する内容となっていることから、このような計画及び認定方針とすることに賛成します。</p> <p>【(株)mmbi】</p>	<p>今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。</p>
6	第4条第1項(6)(国内受信者の利益の確保)第4条第1項(8)(受信設	同左	<p>V-High マルチメディア放送は一からの立ち上げとなるため、委託放送事業者間で共通に利用できるシステムの構築や、各委託放送事業者及び各携帯電話事業者との共同で受信設備の普及に取り組むことが、普及促進に向けて重要であることから、このような認定方針とすることに賛成します。</p>	<p>今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。</p>

	備の普及に関する事項)		【(株)mmbi】
4. 制度整備案全体やその他の事項についての意見			
7		<p>当社は、V-High マルチメディア放送の提供にあたっては、従来の放送にない新たな放送サービスとして様々な利用形態が創造されることが重要であると考えており、また同時に一からの立ち上げとなるため、放送の早期普及に向けた受信設備の普及促進や、利用しやすい料金体系の確立をはじめとする、様々な課題が存在するとも考えております。</p> <p>本制度整備案は、そのような利用形態の創造やそれらの課題の解決につながる考え方を含んでおり、V-High マルチメディア放送の早期普及を推進する内容となっていると考えます。</p> <p>以上の理由により、今回の制度整備案について、全体を通して賛成します。</p> <p>【(株)mmbi】</p>	<p>今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。</p>
8		<p><意見></p> <p>概ね賛成である。</p> <p><理由></p> <p>弊社は、(株)mmbi の株主として、(株)mmbi の委託放送事業への参入とV-High マルチメディア放送の早期実現に向け、さまざまな検討を進めているところである。</p> <p>制度整備案は、従来の放送にない新たな放送サービスとして多様な利用形態を創造させるものであり、またこのサービスに関する課題を解決す</p>	<p>今般の意見募集に係る制度整備案に対する賛成意見と考えます。</p>

			<p>るものである、と評価している。</p> <p>【日本テレビ放送網(株)】</p>	
9		<p><要望></p> <p>弊社は、委託放送事業参入を希望している(脚mmbi に、地上放送で培った報道、娯楽、教養、教育といった多様な番組の供給を考えている。これには著作権処理ルールの確立など時間を要する課題もあり、委託放送事業者を早期に認定するよう要望する。</p> <p>【日本テレビ放送網(株)】</p>	<p>総務省としても、地上アナログテレビジョン放送の跡地の周波数を使用した新しいサービスの早期立ち上げの観点から、準備が整い次第手続を進めたいと考えております。</p>	
10		<p>V-High マルチメディア放送については、リアルタイム型放送に加え、蓄積型放送もあります。従来型の動画配信だけでなく、電子新聞・出版コンテンツの配信など、新たな活用が期待されています。</p> <p>しかし、今回の審査基準によると、インターネットで同様のコンテンツを配信する場合と異なり、番組準則や番組基準の策定、放送番組審議機関の設置といった番組規律が適用されることとなります。</p> <p>番組規律は委託放送事業者だけでなく、委託放送事業者に対してコンテンツを提供する事業者にも、間接的に影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>このまま規律が適用された場合、新たな分野からのコンテンツ提供を促し、マルチメディア放送の普及・発展を目指す上で、阻害要因になりかねません。</p> <p>マルチメディア放送においては、自主的なガイドラインの策定に委ねるなどして、極力これらの規律が適用され</p>	<p>V-Highマルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末を受信設備として想定している「放送」メディアとして位置づけられていることから、放送法上の規律がかかるものです。</p> <p>ただ、放送法においては、放送事業者が自ら策定した番組基準に従って適切な番組を放送すること(第3条の3(現:第5条))や、自ら放送番組審議機関を設置すること(第3条の4(現:第6条))等の、「自主自律」を基本とする規律となっており、放送事業者には放送番組編集の自由が保障されています(第3条)。</p>	

		<p>ない形の措置を講ずることで、多様なコンテンツが流通するための環境を整えるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【AMIO フォーラム】</p>	
11		<p>日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備案」に対して、下記の意見を述べる。</p> <p>メディア開発委員会は、これまで、言論・表現の自由は、報道機関の自律によって守られるべきものであり、法律による規制はなじまないとの観点から、新たな放送サービスの導入や制度整備の際に意見を述べてきた。昨年10月の「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等についての意見募集」に際しても、「蓄積型放送など『電子新聞』サービスに対して放送規律が一律に適用されれば、ジャーナリズム活動のみならず、同放送の普及・発展が阻害されかねないため、適用するべきではない」と指摘した。今年1月の「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」でも同様の意見を提出した。</p> <p>今回の制度整備案には、参入審査の際の絶対審査項目として、番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律が含まれている。このままでは、新聞社が委託放送事業者となって蓄積型放送で紙面を送ろうとする場合、番組準則を通じて、国の規律が新聞の編集に及</p>	

		<p>ぶ可能性があり、言論・報道機関である新聞社が総務省の関与を受けることになる。</p> <p>番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律は、V-High マルチメディア放送に適用すべきではないことを改めて表明する。</p> <p>【(社)日本新聞協会】</p>	
--	--	---	--